



モビリティ・データの活用推進に向けた ガイドライン

令和8年9月18日
国土交通省 総合政策局 公共交通政策部門 モビリティサービス推進課

はじめに



地域交通は、買い物、医療、教育といった日常生活に不可欠なサービスを支えているほか、インバウンドの地方誘客を促す観点からも大変重要であり、まさに「地方創生の基盤」です。

他方、人口減少や担い手不足の影響を受け地域交通を取り巻く環境は一層の厳しさを増しており、全国の約2,500の「交通空白」地区が生じるなど、対応が急務となっています。「[『交通空白』解消に向けた取組方針2025](#)」（令和7年5月）では、集中対策期間（令和7～9年度）に、全国の「交通空白」について解消の目途をつけることが示され、「交通空白」解消及びこれに向けた持続可能な体制づくりを進めるため、地方公共団体や事業者による取り組みのみならず、国による総合的な後押しを実施することとされました。この取組方針の内容は骨太の方針2025にも盛り込まれ、政府全体として取り組むことになっています。

集中対策期間内において、国は「交通空白」解消に取り組む関係者に対して、①伴走支援、②情報・知見の提供、③実証・実装等に向けた十分な財政支援、④官民連携プラットフォームにおける取り組みの推進に加えて、⑤新たな制度的な枠組みの構築により後押しを実施することとされています。

このうち、「⑤新たな制度的な枠組みの構築」に関しては、市町村等が先導する事業者・産業・地方公共団体の壁を超えた連携・協働による運送サービスの共同化・協業化や市町村等の地域交通関係事務を補完・代替する主体の構築、モビリティ・データの活用、「地域の足」・「観光の足」の総合的な確保等を促進するための新たな制度的枠組みの構築を検討し、できるだけ早期の実現を図ることとされています。

『モビリティ・データの活用推進に向けたガイドライン』では、上記のうち、モビリティ・データの活用に焦点を当てて作成されています。

2025年12月26日に公開された「[交通政策審議会 交通体系分科会地域公共交通部会 とりまとめ](#)」では次のように記されています。 ※参考 [交通政策審議会 交通体系分科会地域公共交通部会](#)

- ・地域交通の利便性・生産性・持続可能性の向上を目的として、地方公共団体が交通事業者等にデータ提供を求めることができることを明確化する。
- ・その際、地方公共団体が交通事業者等からデータ提供を受ける際に必要となる個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）上の手続、データの外部への共有や公表の取扱、アクセス範囲、データの使途や必要性の明示などのプロセスを明確化する（ガイドライン化）など、データ保有者である交通事業者等がより安心してデータ提供に協力できるように留意する。
- ・上記のプロセスの明確化が図られることを通じて、データ提供を受ける地方公共団体等のルール遵守を前提に、交通事業者等が、その必要性・重要性に鑑み、地方公共団体からの求めに協力し、地方公共団体と交通事業者等の両者が緊密に連携して地域交通の持続可能性の確保に努めていくことが極めて重要である。
- ・こうした観点から、このデータ提供等の協力要請に関し、特にその必要性が高い一定の場合に限っては、地域交通法において、正当な理由がある場合を除き要請に応じることとする 것을、規定することが望ましい。その際、事業経営や競争に関わる事項の取扱いに留意するべきである。
- ・データ活用のコストを低減させるため、行政手続のオンライン化とも連携しながら、モビリティデータの標準化を進める。あわせて、中小事業者等を含めた標準仕様の普及促進を図るため国による技術支援等を進める。
- ・提供されたデータを非専門家でも容易に活用できるようにするため、地方公共団体職員等が自ら扱える汎用的なデータ分析環境の提供を進める。あわせて、データ活用を活性化させる観点からデータ活用による地域公共交通計画のアップデートに向けた具体的なユースケース開発を進め、その知見の公開・普及を行う。

また「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（地域交通法）の一部を改正する法律」が2026年6月10日付で可決・成立しました。

同改正法においては、次の条文が規定されています。

第二十八条

地方公共団体は、鉄道事業再構築実施計画、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画、海上運送利便確保実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画又は地域公共交通利便増進実施計画を作成するため必要があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができる。この場合において、当該公共交通事業者等は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

これを受け、本ガイドラインでは地方公共団体等から交通事業者等への協力要請のうち、データ提供を依頼する際のプロセスについて具体的な手法を整理し、これによりモビリティ・データの活用を促進することを目的としています。

なお、改正された地域交通法第28条では、いわゆる「応諾義務」の対象を自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画等の特定事業実施計画の作成に限ることとしています。同法及び前述の「とりまとめ」の趣旨に鑑み、本ガイドラインでは「地域公共交通計画」（同法第5条）の作成における地方公共団体へのデータ提供についても対象としています。

本ガイドラインを参考に「地域公共交通計画」や「地域公共交通特定事業の実施計画」の作成にご活用ください。

地域交通政策の推進に当たっては、交通事業者等の協議会への参画を得るとともに、必要な情報等の提供を受けながら、関係者間で協議を行い、地域公共交通計画の作成及び実施を進めることが望ましいところです。

そのために地方公共団体が行う協力要請には様々なものがありますが、地方公共団体が、交通事業者等からバス等の乗降実績データなどの提供を受けて、施策の検討・立案・評価に活用することなどが一般的に行われています。

一方で、協力要請をした場合であっても、交通事業者等からデータ提供等の協力が得られず、実効的かつ円滑な計画の作成や実施が進まないケースがあります。

これを受け、改正された地域交通法第28条では、特に交通事業者等の協力が必要となる場合として、地方公共団体が主導して事業実施計画の作成を行う場合に限定した上で、事業実施計画の作成のために必要な資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができ、交通事業者等は「正当な理由」がある場合を除き、その協力要請に応じなければならないことが規定されました。

なお、「正当な理由」としては、例えば以下のような場合が想定されます。

- ・データ提供が交通事業者等の経営や営業に不利益を与える場合

データに集計や分析による付加価値を加えて、有償のサービスとして提供している交通事業者等に対して、地方公共団体が同等の役務を無償で提供すること等を求めることにより、売上機会や収益を侵害するような場合が挙げられます。また、経営戦略や事業計画、調達価格等の契約条件に関する事業情報を提供することにより、交通事業者等における競争の優位性が損なわれるような場合が挙げられます。

- ・データ提供に係る作業負担が通常の業務運営に著しく影響を及ぼす場合

データ提供に際して、交通事業者等によるデータの加工や集計などの追加作業が必要となり、この作業が交通事業者等の正常な事業運営を著しく阻害するような場合が挙げられます。

- ・地方公共団体側の情報取扱いのための安全管理体制が不十分な場合

地方公共団体が、データの漏えい、滅失、毀損、不正利用等を防止するために必要なシステム及びデータのアクセス制限等の情報取扱い上のセキュリティを確保する適切な措置を講じていない場合等が挙げられます。

- ・交通事業者等がデータを保有していない場合

決済手段が現金や磁気等に限定されているなど、利用実績の把握に必要なキャッシュレス機器等が整備されていないため、交通事業者等がデータを取得・保有していない場合が挙げられます。

いずれの場合においても、同改正法の趣旨を踏まえ、データ提供を要請する地方公共団体とその要請を受けた交通事業者等の間で、個別案件に応じて適切に判断されることが望まれます。

目次

1. 本ガイドラインの対象

- 1.1 モビリティ・データの定義
- 1.2 モビリティ・データ活用の目的
- 1.3 本ガイドラインの目的
- 1.4 本ガイドラインが想定する対象者

2. 対象となるモビリティ・データ

- 2.1 モビリティ・データの分類
- 2.2 モビリティ・データの活用における課題と対応方針

3. 地方公共団体のデータ提供依頼手順

- 3.1 「地域公共交通計画」のアップデート等に必要なデータの特定
- 3.2 安全管理体制の構築
- 3.3 データ提供依頼の準備
- 3.4 必要な加工内容の整理
- 3.5 覚書の締結
- 3.6 データの受領
- 3.7 加工の実施
- 3.8 データの利用終了

4. 交通事業者等のデータ提供手順

- 4.1 データの準備
- 4.2 個人情報等の確認
- 4.3 必要な加工内容の整理
- 4.4 覚書の締結
- 4.5 データの加工
- 4.6 データの提供
- 4.7 データ利用終了の確認

5. モビリティ・データの標準仕様

- 5.1 標準仕様の考え方
- 5.2 利用実績に関するデータ
- 5.3 運行情報に関するデータ
- 5.4 事業情報に関するデータ

The background of the entire page is a monochromatic blue isometric illustration of a city. It features a variety of building shapes, some with windows, a winding road or path, and several stylized trees. The perspective is from a high angle, looking down at the city blocks.

1 本ガイドラインの対象

- 1.1 モビリティ・データの定義
- 1.2 モビリティ・データ活用の目的
- 1.3 本ガイドラインの目的
- 1.4 本ガイドラインが想定する対象者

1.1 モビリティ・データの定義

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。）第5条の定める地域公共交通計画の作成及び同法第23条（鉄道事業再構築事業）、第26条の3（自動車地域旅客運送サービス再構築事業）、第26条の7（海上運送利便確保事業）、第27条の2（地域旅客運送サービス継続事業）、第27条の14（地域公共交通利便増進事業）の定める地域公共交通特定事業の実施計画の作成等（以下「地域公共交通計画のアップデート等」と総称する。）を行う上では、公共交通機関の運行ダイヤや利用実績など交通に直接関係するデータに加え、地域の人口分布や年齢構成、それらの将来の見通し、病院や学校など移動の目的地となる施設の位置等の様々なデータを複合的に捉えることが重要です。

本ガイドラインでは、データの中でも特に鉄道、バス、タクシー、デマンドバス等の交通サービスに関する情報のうち、交通サービスの利用実績、運行情報、事業情報に関するデータを「モビリティ・データ」と呼称します。

1.2 モビリティ・データ活用目的

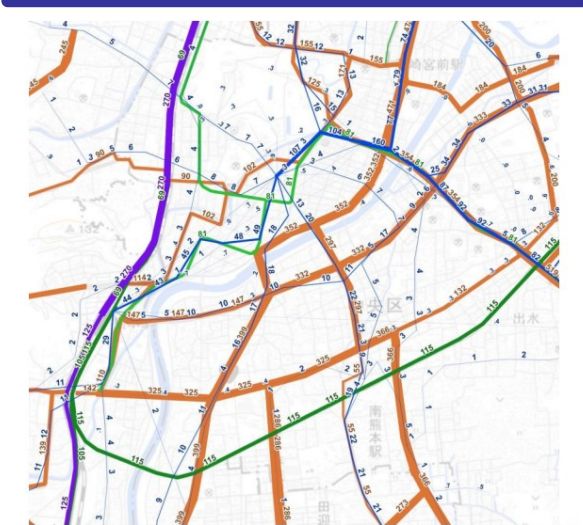
「交通空白」解消など地域交通の「リ・デザイン」の全面展開を進めていく上では、モビリティ・データを活用することによる地域公共交通計画のアップデート等が重要となります。地域公共交通計画のアップデート等に当たってモビリティ・データを活用する目的は以下の3つに整理できます。

- ①地域の実態把握・診断や計画作成の根拠
- ②取り組みのモニタリング
- ③関係者間のコミュニケーション及び可視化ツール

出典：交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会とりまとめ

【事例】公共交通軸と拠点の充実にに関する活用事例

経路情報・利用実績等を活用した交通分担状況の検討



（出典）「地域公共交通計画」の実質化検討会（第1回）伊藤委員資料より抜粋

人口・施設等	交通サービスの運行実態	交通サービスの利用実態	移動ニーズ（潜在需要）
地図情報	系統情報（経路・停留施設）	利用実績（系統別（年次）利用者数【法定】）	自家用車情報（トラン・プローブ）

【想定される活用例】
・交通分担率と公共交通の潜在需要（自家用車移動）の把握
➢ 目指す姿における公共交通軸・拠点の設定 等

人流情報を活用したネットワーク形成の検討



（出典）「沼津市地域公共交通計画」より抜粋

人口・施設等	交通サービスの運行実態	交通サービスの利用実態	移動ニーズ（潜在需要）
地図情報	系統情報（経路） 便情報（便数・ダイヤ）		人流情報

【想定される活用例】
・実態（需要）とネットワーク（供給）の整合性の把握
➢ 地域の実情に応じた施策（路線再編、ダイヤ改正）の検討 等

出典：地域公共交通計画の「アップデートガイダンスVer1.0」データ活用の手引き

1.3 本ガイドラインの目的

これまで多くの地域では、民間事業者の能力を活用して、利用者のニーズを前提として、それに対応するよう運送サービスを提供するという形で地域公共交通の整備が進められてきました。

ところが近年、人口の急激な減少や地域公共交通を担う運転士不足の深刻化、ライフスタイルの変化等に伴い、地方部をはじめとして、民間事業者による運送サービスの提供の継続が困難となる地域が増加しています^[1]。

特に「交通空白」の早期解消は喫緊の課題です。自家用車に頼りすぎず、誰でも気兼ねなくおでかけできる社会の実現を目指すため、地域公共交通計画には司令塔・実行機能やデータ活用の強化・拡張などを通じた、地域公共交通計画のアップデート等が必要となっています。

地域公共交通計画のアップデート等には、地域の実態把握・診断や計画策定の根拠、取り組みのモニタリング、関係者間のコミュニケーション及び可視化ツールといった観点から、交通サービスの利用実績や運行情報、事業情報に関するデータである「モビリティ・データ」の活用が重要となります^[2]。

このため、地域交通の司令塔役である地方公共団体をはじめとする関係者がより容易にデータを収集でき、かつ、データ保有者がより安心してデータを提供できる環境を整えることが求められています。

また、これらの環境整備を通じて、データ提供を受ける地方公共団体等のルール遵守を前提に、交通事業者等が、その必要性・重要性に鑑み、地方公共団体からの求めに協力し、地方公共団体と交通事業者等の両者が緊密に連携して地域交通の持続可能性の確保に努めていくことが極めて重要です。データに基づく精度の高い実効的な政策立案は地域全体の交通サービスの品質向上や業務効率化にも貢献するものです。

これを受け『モビリティ・データの活用推進に向けたガイドライン』では、地方公共団体が交通事業者等からデータ提供を受ける際に必要となる個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）上の手続、データの外部への提供や公表の取扱、アクセス範囲、データの用途や必要性の明示などのプロセスを明確化するガイドラインを提供し、関係者がより容易にデータを収集でき、かつ、データ保有者がより安心してデータ提供ができる環境を整備することを目的としています^[3]。

出典：[1][地域公共交通計画等の作成と運用の手引き 理念編](#)

[2][MOBILITY UPDATE PORTAL](#)

[3][交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会とりまとめ](#)

1.4 本ガイドラインが想定する対象者

本ガイドラインは、大きく2つの主体を対象としています。

《提供依頼側》 地方公共団体

本ガイドラインは、地方公共団体がモビリティ・データを活用して地域公共交通計画のアップデート等を行う際に必要となる、データ活用の目的の設定方法、個人情報保護法等を踏まえた適切な加工方法、データ取得の手順等を提示し、データを安全かつ円滑に共有するための指針を示します。

《提供側》 交通事業者をはじめとするデータ保有者

本ガイドラインは、モビリティ・データを保有する交通事業者等がデータを提供する際に必要となる手続き、個人情報保護法を踏まえた適切な加工方法、標準的なデータ提供形式等を提示し、データを安全かつ円滑に提供するための指針を示します。

国土交通省では、データに基づく地域公共交通計画の策定を加速するため「[地域公共交通計画策定支援ツール（LINKS Mobilys）](#)」を開発しました（2026年度、更に機能を拡充予定）。

このツールを用いて交通事業者等から提供されたGTFSデータや乗降実績データを活用すれば、**新任の担当者や専門知識を持たない非専門家でも、バス路線の到達圏域や各停留所での乗降実績を可視化し、路線、停留所、ダイヤ等を変更した場合の効果シミュレーションなどを簡単に行えます。**これにより、計画策定のための作業時間を最大で86%削減しつつ（従来のGIS手法比）、**データに基づく最も合理的な交通ネットワークに再構築することが可能**となります。

LINKS Mobilysについて

LINKS Mobilysの特徴1. つくる

GTFS編集・検証

停留所・経路・ダイヤを、ブラウザ上で。



停留所の追加・移動、ルート編集、便ごとのダイヤ調整を直感的なUIで。GTFS-JP仕様への自動検証で、出力前にエラーを検出します。

モビリティデータ連携

実績データをGTFSに紐づけて取り込み。

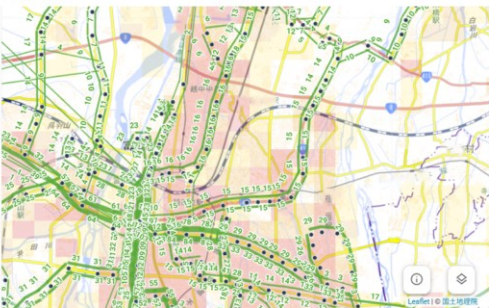


ICカードや乗降実績データ等の多様なデータを統一形式へ変換・連携。バラバラだったデータを、活用できる形にします。

LINKS Mobilysの特徴2. 見える

運行頻度図

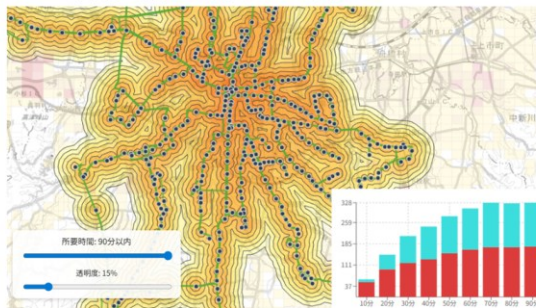
運行本数やサービスレベルを可視化



路線・停留所・運行ダイヤを地図上に重ねて表示。住民説明や庁内共有にもそのまま使えます。

サービス圏域・到達圏域分析

データを多面的に集計し、地図とグラフが連動



地域の移動需要をどの程度カバーしているか、圏域内の人口を年齢別に集計し、カバー人口を定量的に評価。

LINKS Mobilysの特徴3. 活かす

乗降分析・OD分析

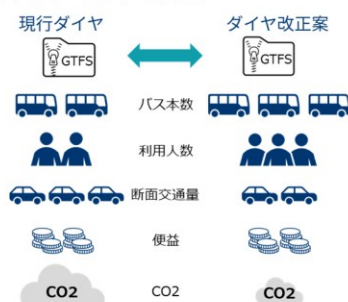
路線別・区間別・停留所別の利用実態やOD輸送量を可視化



「どこからどこへ」移動しているか乗車パターンや輸送量を可視化。利用実態に基づいた路線計画の検討やサービス改善に活用できます。

便益シミュレーション

ダイヤ改正による効果を定量評価



増減便による利用者数・運賃収入の変化、自動車交通量の変化、走行時間短縮等による社会的便益、CO₂排出削減量を算出。

An isometric illustration of a cityscape in shades of blue. It features various buildings of different heights, a winding road, a river, and some trees. The style is clean and modern, with a focus on geometric shapes and perspective.

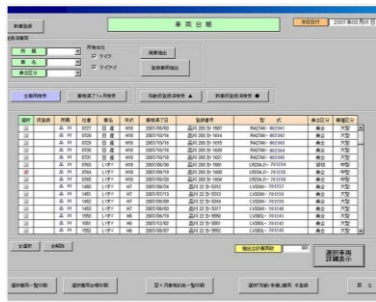
2 対象となるモビリティ・データ

2.1 モビリティ・データの分類

2.2 モビリティ・データの活用における課題と対応方針

2.1 モビリティ・データの分類

鉄道、バス、タクシー、デマンドバス等の交通サービスに関する情報であるモビリティ・データを大別すると、以下の三分類に分類できます。

	利用実績に関するデータ	運行情報に関するデータ	事業情報に関するデータ
概要	交通サービスがどのように利用されたかに関するデータ 	交通サービスのサービス供給状況に関するデータ 	乗員や車両等の事業資産や売上、輸送実績（トンキロ）等の事業実績に関するデータ 
データ例	- 乗降記録（一件明細） - 運行日報 - 乗降記録に関する統計	- GTFS Schedule - GTFS Realtime（バスロケ等） - 時刻表 - 運賃表 - 駅・停留所 - 線路・路線・系統 - 運行区域	- 乗員台帳 - 車両台帳 - 地域輸送資源（スクールバスの台数等） - 輸送実績報告 - 事業概要報告
活用例	- 公共交通分担率の推定 - 利用実態の把握 - 増減便や路線新設・廃止時の影響予測	- 運行頻度の分析 - 到達圏域の分析 - 人口カバー率算出	- 路線別収支率の計算 - 事業者別平均走行距離算出 - 運転士一人あたりの収入・走行距離算出
保有者	- 交通事業者 - 地方公共団体（運行主体として）	- 交通事業者 - 地方公共団体（運行主体として）	- 交通事業者 - 地方公共団体（運行主体として） - 地域の輸送事業者など

出典：令和7年度第4回（第27回）交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会 配布資料

本ガイドラインでは、上記三分類のうち、特に「利用実績に関するデータ」の第三者提供に関する課題を取り扱うことにフォーカスしています。

その理由は以下の通りです。

- ① 「利用実績に関するデータ」は一般的に公開されておらず、保有主体である交通事業者等が第三者である地方公共団体にデータ提供を行う方法や手順が不明確であるため（他方、GTFS等はオープンデータ化が進んでおり、データ活用においても一般的に利用されている）。
- ② 「利用実績に関するデータ」は個人情報等を含む場合が多く、個人情報保護法との関係に留意する必要があるため。
- ③ 「利用実績に関するデータ」は交通事業者等が運用するシステムから出力されることが一般的であるが、データレイアウト等の仕様が統一されておらず、利用シーンにおいてデータの整形や加工が課題となることが多いため。

2.2 モビリティ・データの活用における課題と対応方針

地方公共団体が交通事業者等からモビリティ・データの提供を受け、地域公共交通計画のアップデート等に活用する上では、以下のような課題が存在します。

本ガイドラインでは、これらの課題を解決し、円滑かつ安全なデータ活用を実現することを目的として、モビリティ・データの活用に関する目的、プロセスの標準化及びデータ形式・加工・仕様等の整備に関する基本的な指針を示しています。

地域における データ活用の課題	課題対応に おけるポイント	本ガイドライン 対応範囲
データ活用の目的 及び範囲が不明確	モビリティ・データを収集・分析する目的が明確に定義されておらず、提供すべき情報の範囲や優先順位が曖昧となる	モビリティ・データ活用の目的を明確に定めるとともに、それぞれの目的に応じて必要となるデータの種類を整理する 3.1 「地域公共交通計画」のアップデート等に必要データの特定 16ページへ
ルール面の未整備	データをどの範囲、どのような条件で提供するかといった取扱方針が不明確で、個別調整・協議に膨大な時間がかかる	データ取扱いの標準的なプロセス、ルールを参照する 3. 地方公共団体のデータ提供依頼手順 14ページへ 4. 交通事業者等のデータ提供手順 51ページへ
提供フォーマット や仕様の不統一	同種のデータでも、事業者により出力されるデータ記録形式が異なる 活用のためのデータ処理等に、多くの時間と労力を要する	標準化された仕様に準拠したデータを提供・活用する 5.1 標準仕様の考え方 64ページへ
データのデジタル 化ができていない	乗降実績や輸送実績等のデータについては、デジタルとアナログが混在している データが活用されず放置されている場合や、解像度・鮮度の高いデータが不足している場合がある	低コストでデータ連携・活用・蓄積に繋がる標準DXツールを活用する 地域交通DX等による支援を継続的に実施

出典：令和7年度第3回（第26回）交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会「関連資料」

参考：様々なモビリティ・データ

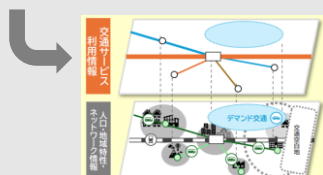
モビリティ・データの三分類に従い、より具体的にどのようなデータが存在するのかをご紹介します。

利用実績に関するデータ I 一件明細データ

一件明細とは、交通系ICカードなど電子的なチケット認証手段によって取得される乗降の実績をデータ化したものです。ICカードやクレジットカードタッチ決済など様々なチケット認証システムによって取得されており、停留所単位や特定のOD単位での利用実態を把握するために利用されています。

一件明細データの分析イメージ

Idi	生年月日	年月日	時間	系統名称	精算区分	乗車時刻	乗車	降車時刻	降車	利用額 (円)	残額 (円)	...
234897	1989/01/10	2024/12/17	9:30	市内循環A	IC	9:30	駅西口	10:00	総合病院前	780	25,000	
234898	1968/07/16	2024/12/17	14:20	260B	IC	14:20	市役所入口	14:55	ケアセンター	300	24,700	
234899	1955/11/08	2024/12/18	15:00	東05	IC	15:00	大通	15:23	駅東口	900	23,800	



人口・地域特性・ネットワーク
情報と重ね合わせることで、



エリアごとの需給の偏在を可視化できます

運行情報に関するデータ I GTFSデータ

GTFSデータとは、バスや鉄道、デマンド型交通等の運行情報を表すための国際標準仕様にに基づき作成されたデータであり、経路検索サービスに利用されるために開発されました。しかし、GTFS形式のデータは便単位の詳細な時刻表や運賃表、停留所、経路などの情報を持つため、近年では一件明細データと結合させたデータ分析などにも多く利用されています。

GTFSデータの分析イメージ

trip_id	arrival_time	departure_time	stop_id	stop_sequence	...
TRP_000001_土日祝001	8:15:00	8:15:00	STP_000001_001	1	
TRP_000001_土日祝001	8:19:00	8:19:00	STP_000001_002	2	
TRP_000001_土日祝001	8:20:00	8:20:00	STP_000001_003	3	



運行頻度を分析できます



到達圏域を可視化できます

事業情報に関するデータ I 輸送実績報告

輸送実績報告は、道路運送法第94条第1項及び旅客自動車運送事業等報告規則第2条に基づき運輸局に提出される道路運送事業の実績報告です。事業の適切な監督のために提出されるものですが、運行系統単位の輸送人キロや経費などがまとめられたものであるため、提出者である交通事業者等と連携したうえで、地域交通の現状診断などにも使われています。

輸送実績報告イメージ

含まれるデータ

- 事業用自動車数
- 従業員数
- 延実乗車両数（管轄区域内/全国）
- 延実乗車両数（管轄区域内/全国）
- 実働率（管轄区域内/全国）
- 走行キロ（管轄区域内/全国）
- うち実車キロ（管轄区域内/全国）
- うち実車率（管轄区域内/全国）
- 運送回数（管轄区域内/全国）
- 輸送人員（管轄区域内/全国）
- 営業収入（管轄区域内/全国）
- うち実働車1日1車あたり営業収入（管轄区域内/全国）
- 交通事故件数（管轄区域内/全国）
- 重大事故件数（管轄区域内/全国）
- 死者数（管轄区域内/全国）
- 負傷者数（管轄区域内/全国）

事業情報データの分析イメージ



路線別の収益率を分析できます

3 地方公共団体のデータ提供依頼手順

- 3.1 「地域公共交通計画」のアップデート等に必要なデータの特定
- 3.2 安全管理体制の構築
- 3.3 データ提供依頼の準備
- 3.4 必要な加工内容の整理
- 3.5 覚書の締結
- 3.6 データの受領
- 3.7 加工の実施
- 3.8 データの利用終了

3. 地方公共団体のデータ提供依頼プロセス全体像

モビリティ・データには、事業者の営業情報や個人情報等が含まれる場合があります。データ提供者である交通事業者等と、データ提供依頼者である地方公共団体の間で、協議・合意すべき内容は多岐にわたります。

下記では、地方公共団体がモビリティ・データの取得及び利用を円滑に行うためのプロセスの全体像を示します。

プロセスの全体像



3.1 「地域公共交通計画」のアップデート等に必要データの特定

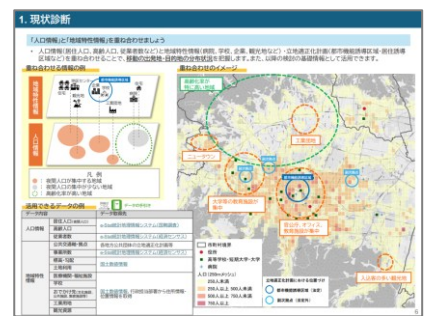
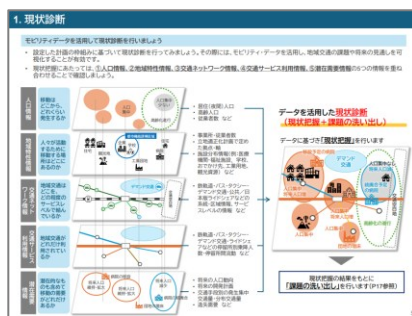
地域公共交通計画のアップデート等にあたっては、乗降実績・運行情報・人口動態・地域特性に関する情報など様々なデータを組み合わせることで、地域交通の実態把握・現状診断や需給のギャップの客観的な把握をすることが重要です。

実態把握に必要なデータは多岐にわたるため、どのようなデータが必要で、どのような方法で収集できるか、あらかじめ見通しを立てて収集します。

地域公共交通計画 アップデートガイダンスについて

地域公共交通計画をアップデートする際は、「[アップデートガイダンス](#)」を参照してください。「アップデートガイダンス」は、地域公共交通計画アップデートの手順、モビリティ・データの具体的な活用方法を体系的にまとめたものです。

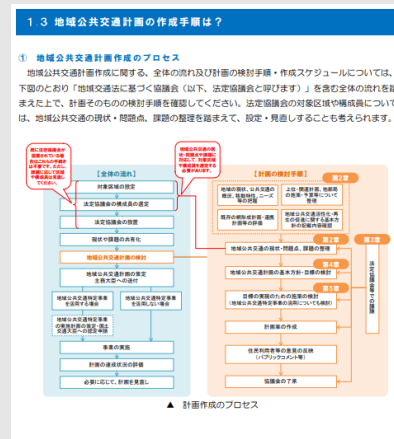
本ガイダンスでは、地域公共交通の需要と供給を把握するための分析手法、分析に必要なデータの入手方法、関連ツールの利用方法等を解説しています。



出典：地域公共交通計画の「アップデートガイダンスVer1.0 手順書」

参考：地域公共交通政策の手引・事例

地域公共交通計画をはじめて策定する方は「[地域公共交通計画等の作成と運用の手引き](#)」も併せて参照してください。



ほか、地域公共交通計画の事例も参考となります。

首都圏の事例：[神奈川県藤沢市](#) [埼玉県飯能市](#) / 首都圏以外の事例：[岐阜県岐阜市](#) [大分県大分市](#)

地域公共交通計画のアップデート等のためのステップについては、「[アップデートガイダンス](#)」を参照してください。

各ステップに対応する地域公共交通計画の構成例などについては、「[アップデートガイダンス Ver1.1 手順書](#)」に詳細がまとめられています。

ステップ

1 現状診断



地図データや、地域・交通に関するデータを分析することで、現状の地域における需給の実態を特定します

必要なデータ

モビリティ・データ

- ・ 利用実績に関するデータ
- ・ 運行情報に関するデータ
- ・ 事業情報に関するデータ

その他情報

18ページへ

2 地域交通が 目指す姿の設定



現状診断の結果をもとに、将来必要となる地域交通ネットワークの全体像を整理します

3 施策の設定



利用者・事業者目線それぞれから課題を整理し、課題に対応する具体的な施策を設定します

4 目標値・ KPIの設定



施策進捗・効果をモニタリングするため、KPIを設定します

【KPI観点と例】

- ・ 公共交通軸と拠点の充実・保証
例：運行回数、利用者総数、公共交通分担率
- ・ 交通空白における移動の確保
例：公共交通サービスによる人口カバー率、交通空白における交通サービス利用総数、活動機会へのアクセシビリティ
- ・ 持続可能性・実現可能性の確保
例：公共交通の収支・資金投入額、公共交通利用者総数、従事する運転士数、住民満足度・認知度

モビリティ・データ

- ・ 利用実績に関するデータ
- ・ 運行情報に関するデータ
- ・ 事業情報に関するデータ

その他情報

18ページへ

5 評価



設定したKPIに基づき、自己評価を実施します

地域公共交通計画のアップデート等に用いるデータ（例）

モビリティ・データの分類を参考に、必要となるデータを特定します。

16ページへ

「[地域公共交通計画の「アップデートガイダンスVer1.0」データ活用の手引き](#)」では、データ活用の目的に応じて利用可能なデータの種別及びその取得先について整理がされていますので、参照してください。

交通事業者等からの取得が必要な場合があるデータ

本書における分類	データ名称	取得先	ガイダンス上の分類	手順書関連項目	
利用実績に関するデータ	利用実績（バス）	輸送実績調査 / 交通事業者から取得	交通サービス 利用状況	現状診断	
	利用実績（鉄軌道）	鉄軌道輸送実績 / 交通事業者から取得			
	利用実績（乗合タクシー、公共ライドシェア）	地方公共団体内の各担当部署、交通事業者、運輸局・運営主体から取得			
	利用実績（公共的な輸送サービス）	福祉関連担当課、及びスクールバス・医療・福祉送迎車等の各運営主体から取得			
	国勢調査（公共交通分担率算出）	e-stat 国勢調査	KPI・目標値の設定		
	全国PT調査（公共交通分担率算出）	全国都市交通特性調査			
本書におけるモビリティ・データ	都市圏パーソントリップ調査	都市交通調査プラットフォーム	潜在需要情報	現状診断	
	運行情報に関するデータ	バスのネットワーク情報	国土数値情報「4.交通」 / 交通事業者データ / GTFS-JP	交通ネットワーク 情報	現状診断
		鉄軌道のネットワーク情報	国土数値情報「4.交通」 / 交通事業者データ		
		乗合タクシー、公共ライドシェアの路線・区域	地方公共団体内の各担当部署、交通事業者等から取得		
		公共的輸送サービスの運行路線・区域等	スクールバス及び医療・福祉送迎車の各運営主体から取得		
		駅／停留所の位置情報（アクセシビリティ算出）	国土数値情報「4.交通」 / 交通事業者データ / GTFS-JP	KPI・目標値の設定	
		交通事業者のダイヤ情報（アクセシビリティ算出）	交通事業者データ		
		各種乗り換え案内（アクセシビリティ算出）	交通事業者データ / 地図情報サービス等経路検索サービス		
		交通事業者の収支	交通事業者から取得		交通サービスの持続性に関する情報
	事業情報に関するデータ	タクシーの営業所・車両数	タクシー事業者より取得	交通ネットワーク 情報	現状診断
		公的資金投入額	地方公共団体関連部署予算データ		KPI・目標値の設定
		交通事業者の収支	交通事業者から取得		
		交通事業者の運営体制	交通事業者から取得		
	その他情報	人口推移（実績値）	e-stat 国勢調査	人口情報	現状診断
		人口推移（将来推計）	国土数値情報メッシュ別将来推計		
		高齢者人口（実績値）	e-stat 国勢調査		
		高齢者人口（将来推計）	国土数値情報メッシュ別将来推計		
従業者数		e-stat 経済センサス	地域特性情報		
主要施設		国土数値情報「3_地域/施設に関するデータ」 / 施設の住所情報			
土地利用		国土数値情報「2_政策区域/都市計画決定情報」に関するデータ			
地勢情報		国土数値情報「1_国土/水域/地形」に関するデータ			
事業所数		e-stat 経済センサス	潜在需要情報		
道路情報		全国道路・街路交通情勢調査 / 道路管理者・都道府県警察			
防災関連情報		ハザードマップポータル / 防災関連部署・地方公共団体内の各担当部署			
開発計画		地方公共団体内の各担当部署、都市計画担当部局から取得			
主要施設の利用状況		各施設の運営者主体から取得	潜在需要情報		
人流データ		民間事業者から購入（GPSデータ、基地局データ）			
自動車用・免許返納者データ		都道府県警から取得			
自動車用・トラカン・プローブ	民間事業者から購入				

出典：地域公共交通計画の「アップデートガイダンスVer1.0」データ活用の手引き

3.2 安全管理体制の構築

データ受領者となる地方公共団体においては、データの安全な取扱い及び管理をするため、安全な情報管理体制を構築することが必要です。そのためシステム及びデータのアクセス制限等、一般的に求められる情報取扱い上のセキュリティ確保が求められます。

地方公共団体における個人情報の適切な管理に関する措置について、個人情報保護委員会事務局が策定した「[個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）](#)」4-8別添「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」において示されています。

上記の指針を参考に、安全管理措置について必要な文書を整備し、適切な情報管理に関する措置を講じます。実際に作成する文書例は、個人情報保護委員会事務局から「[地方公共団体等における保有個人情報等取扱要領等](#)」として示されています。

これらの措置は基本的に個人情報保護のために講じられるものですが、本ガイドラインでは交通事業者等の保有するモビリティ・データに営業情報等が含まれる場合があることを考慮し、提供されるデータに個人情報等が含まれない場合であっても同様の措置を講じることを推奨しています。

提供されるモビリティ・データに個人情報等が含まれるかどうかについては、「4.2. 個人情報等の確認」を参照し確認してください。

56ページへ

行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針

「[個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）](#)」（以下「事務対応ガイド」）4-8別添「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」では、個人情報の適切な管理に関する定めを整備するとともに、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる必要があると示しています。措置の具体的な内容として、下記4-8-2から4-8-12の事項を示しています。（下記の引用では、個人情報保護法を「法」と表記します。）

4-8-2 管理体制

「管理体制」に関して、事務対応ガイドに示される以下の措置を講じます。

総括保護管理者	(1) 各行政機関等に、総括保護管理者を一人置くこととし、組織を通じて保有個人情報の管理の任に当たる者として適当と判断される者（官房長、総務担当役員等）をもって充てる。 総括保護管理者は、行政機関の長等を補佐し、各行政機関等における保有個人情報の管理に関する事務を総括する任に当たる。 なお、各府省に設置される公文書監理官が個人情報の保護に関する事務を担当する場合には、公文書監理官は、総括保護管理者を助け、各府省における保有個人情報の管理の実質責任者としての任に当たる
保護管理者	(2) 保有個人情報を取り扱う各課室等に、保護管理者を一人置くこととし、当該課室等の長又はこれに代わる者をもって充てる。 保護管理者は、各課室等における保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる。保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる（注） ※（注）例えば、4-8-6（情報システムにおける安全の確保等）、4-8-7（情報システム室等の安全管理）、4-8-11（安全管理上の問題への対応）（2）、4-8-12（監査及び点検の実施）（2）及び（3）その他保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、情報システムの管理者と連携して、それぞれの措置を講ずる。
保護担当者	(3) 保有個人情報を取り扱う各課室等に、当該課室等の保護管理者が指定する保護担当者を一人又は複数人置く。保護担当者は、保護管理者を補佐し、各課室等における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。
監査責任者	(4) 各行政機関等に、監査責任者を一人置くこととし、内部監査等を担当する部局の長、幹事等をもって充てる。 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について監査する任に当たる。
保有個人情報の適切な管理のための委員会	(5) 総括保護管理者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設け、定期に又は随時に開催する。 なお、必要に応じて情報セキュリティ等について専門的な知識及び経験を有する者等の参加を求めることが望ましい。

出典：[個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）](#)

4-8-3 教育研修

「教育研修」に関して、事務対応ガイドに示される以下の措置を講じます。

(1) 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員（派遣労働者（注）を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

（注）派遣労働者についても、従事者の義務（法第 67 条）が適用される場所であり、保有個人情報の取扱いに従事する派遣労働者についての労働者派遣契約は、保有個人情報の適切な取扱いを行うことに配慮されたものとする必要がある

(2) 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

(3) 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、課室等の現場における保有個人情報の適切な管理のための教育研修を定期的に実施する。

(4) 保護管理者は、当該課室等の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

4-8-4 職員の責務

「職員の責務」に関して、事務対応ガイドに示される以下の措置を講じます。

職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

出典：[個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）](#)

4-8-5 保有個人情報の取扱い

「保有個人情報の取扱い」に関して、事務対応ガイドに示される以下の措置を講じます。

アクセス制限	(1) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容（注）に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。 （注）特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度などを考慮する。以下同じ。 (2) アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。 (3) 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。
複製等の制限	(4) 職員が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次の行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行う。 ① 保有個人情報の複製 ② 保有個人情報の送信 ③ 保有個人情報記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し ④ その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為
誤りの訂正等	(5) 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。
媒体の管理等	(6) 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行う。また、保有個人情報記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。
誤送付等の防止	(7) 職員は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体（注）の誤送信・誤送付、誤交付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずる。 （注）文書の内容だけでなく、付加情報（PDF ファイルの「しおり機能表示」やプロパティ情報等）に個人情報が含まれている場合があることに注意する。
廃棄等	(8) 職員は、保有個人情報又は保有個人情報記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。 特に、保有個人情報の消去や保有個人情報記録されている媒体の廃棄を委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認する。
保有個人情報の取扱い状況の記録	(9) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。
外的環境の把握	(10) 保有個人情報が、外国（※）において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 （※）近年、行政機関等においても民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合があります。こうした場合においてはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国が該当する。

出典：個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

4-8-6 情報システムにおける安全の確保等

「情報システムにおける安全の確保等」に関して、事務対応ガイドに示される以下の措置を講じます。

アクセス制御	(1) 保護管理者は、保有個人情報（情報システムで取り扱うものに限る。以下4-8-6（情報システムにおける安全の確保等）（（16）を除く。）において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる（注）。 （注）アクセス制御の措置内容は、4-8-5（保有個人情報の取扱い）（1）により設定した必要最小限のアクセス権限を具体化するものである必要がある。 (2) 保護管理者は、上記（1）の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。
アクセス記録	(3) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずる。 (4) 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずる。
アクセス状況の監視	(5) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報を含む又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずる。
管理者権限の設定	(6) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。
外部からの不正アクセスの防止	(7) 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。
不正プログラムによる漏えい等の防止	(8) 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずる。
情報システムにおける保有個人情報の処理	(9) 職員は、保有個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。保護管理者は、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。
暗号化	(10) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずる。職員（注）は、これを踏まえ、その処理する保有個人情報について、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。 （注）職員が行う暗号化には、適切なパスワードの選択、その漏えい防止の措置等が含まれる。
記録機能を有する機器・媒体の接続制限	(11) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずる。
端末の限定	(12) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずる。
端末の盗難防止等	(13) 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。 (14) 職員は保護管理者が必要であると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。
第三者の閲覧防止	(15) 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報第三者に閲覧されることがないよう、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。
入力情報の照合等	(16) 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行う。
バックアップ	(17) 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。
情報システム設計書等の管理	(18) 保護管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。

出典：個人情報保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

4-8-7 情報システム室等の安全管理

「情報システム室等の安全管理」に関して、事務対応ガイドに示される以下の措置を講じます。

入退管理

- (1) 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずる。また、保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。
- (2) 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。
- (3) 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

情報システム室等の管理

- (4) 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置及び監視設備の設置等の措置を講ずる。
- (5) 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。

4-8-8 保有個人情報の提供

「保有個人情報の提供」に関して、事務対応ガイドに示される以下の措置を講じます。

保有個人情報の提供

- (1) 保護管理者は、利用目的のために又は法第 69 条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第 70 条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面（電磁的記録を含む。）を取り交わす。
- (2) 保護管理者は、利用目的のために又は法第 69 条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第 70 条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。
- (3) 保護管理者は、利用目的のために又は法第 69 条第 2 項第 3 号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、法第 70 条の規定に基づき、上記 (1) 及び (2) に規定する措置を講ずる。

出典：個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

4-8-9 個人情報の取扱いの委託

「個人情報の取扱いの委託」に関して、事務対応ガイドに示される以下の措置を講じます。

業務の委託等

(1) 個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託（注1）する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置（注2）を講ずる。また、契約書に、次の事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

- ① 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務
- ② 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。4-8-9（個人情報の取扱いの委託）（1）及び（4）において同じ。）（※）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

（※）委託先との契約書に、再委託に際して再委託先に求める事項は、再委託先が子会社である場合も、同様に求めるべきことを明記すること。

- ③ 個人情報の複製等の制限に関する事項
- ④ 個人情報の安全管理措置に関する事項
- ⑤ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- ⑥ 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- ⑦ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項（注3）
- ⑧ 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）

（注1）「委託」とは、契約の形態・種類を問わず、行政機関等が他の者に個人情報の取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人情報の入力（本人からの取得を含む。）、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定されるが、これらに限られない。

（注2）例えば、4-8-10（サイバーセキュリティの確保）に記載したサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考に、委託先によるアクセスを認める情報及び情報システムの範囲を判断する基準や委託先の選定基準を整備すること等が挙げられる。

（注3）準拠法や裁判管轄について日本国内法令とすべきかについてもあらかじめ検討する必要がある。

(2) 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。

(3) 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する。

(4) 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に上記

(1) の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが上記 (3) の措置を実施する。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(5) 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

その他

(6) 保有個人情報を提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘密性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。

出典：個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

4-8-10 サイバーセキュリティの確保

「サイバーセキュリティの確保」に関して、事務対応ガイドに示される以下の措置を講じます。

サイバーセキュリティに関する対策の基準等

(1) 個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法第26条第1項第2号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保する。

4-8-11 安全管理上の問題への対応

「安全管理上の問題への対応」に関して、事務対応ガイドに示される以下の措置を講じます。

事案の報告及び再発防止措置

(1) 保有個人情報の漏えい等安全管理の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告する(注)。

(注) 職員は、当該事案の発生(事案発生のおそれを含む。)を認識した場合、時間を要する事実確認を行う前にまず保護管理者に報告する。

(2) 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちにに行い得る措置については、直ちに行う(職員に行わせることを含む。)ものとする。

(3) 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告する。

(4) 総括保護管理者は、上記(3)による報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を行政機関の長等(独立行政法人等にあつては法人の長、地方独立行政法人にあつては理事長)に速やかに報告する。

(5) 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している部局等に再発防止措置を共有する。

法に基づく報告及び通知

(6) 漏えい等が生じた場合であつて法第68条第1項の規定による委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合には、上記(1)から(5)までと並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、委員会による事案の把握等に協力する。

公表等

(7) 法第68条第1項の規定による委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への連絡等の措置を講ずる。

国民の不安を招きかねない事案(例えば、公表を行う漏えい等が発生したとき、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があったとき、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があったとき等)については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに委員会へ情報提供を行うことが望ましい。

出典：個人情報保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)

4-8-12 監査及び点検の実施

「監査及び点検の実施」に関して、事務対応ガイドに示される以下の措置を講じます。

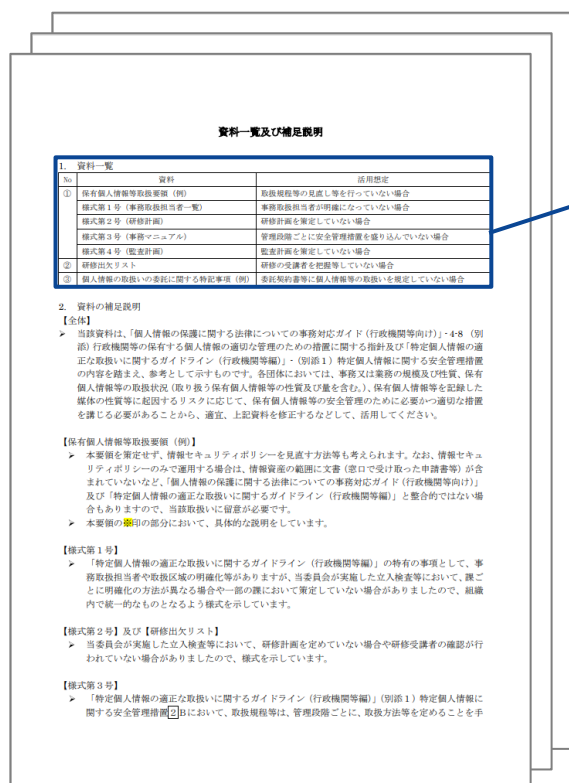
監査	(1) 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、4-8-2（管理体制）から4-8-11（安全管理上の問題への対応）までに記載する措置の状況を含む当該行政機関等における保有個人情報の管理の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）（注）を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。 （注）保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、実地監査を含めた重点的な監査として行うものとする。
点検	(2) 保護管理者は、各課室等における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。
評価及び見直し	(3) 総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

出典：個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

実際に作成する文書例（参考：「地方公共団体等における保有個人情報等取扱要領等」）

「[個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）](#)」4-8別添「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」に基づき作成する文書の一覧及び作成例は、個人情報保護委員会事務局による「[地方公共団体等における保有個人情報等取扱要領等](#)」に示されています。

地方公共団体等における保有個人情報等取扱要領等



作成する文書例一覧

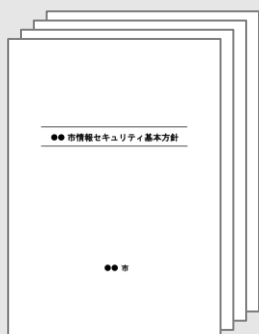
No	資料	利用場面の想定
①	保有個人情報等取扱要領 (例)	取扱規程等の見直し等を行っていない場合
	様式第1号 (事務取扱担当者一覧)	事務取扱担当者が明確になっていない場合
	様式第2号 (研修計画)	研修計画を策定していない場合
	様式第3号 (事務マニュアル)	管理段階ごとに安全管理措置を盛り込んでいない場合
②	様式第4号 (監査計画)	監査計画を策定していない場合
	研修出欠リスト	研修の受講者を把握等していない場合
③	個人情報の取扱いの委託に関する特記事項 (例)	委託契約書等に個人情報等の取扱いを規定していない場合

出典：地方公共団体等における保有個人情報等取扱要領等

参考：情報セキュリティポリシーが既に存在する場合

「地方公共団体等における保有個人情報等取扱要領等」には、上記要領の策定以外にも、情報セキュリティポリシーを見直す方法等も示されています。既に整備されている情報セキュリティポリシー等のみで運用する場合、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」との整合性を踏まえて運用を検討する必要があります。

情報セキュリティポリシー

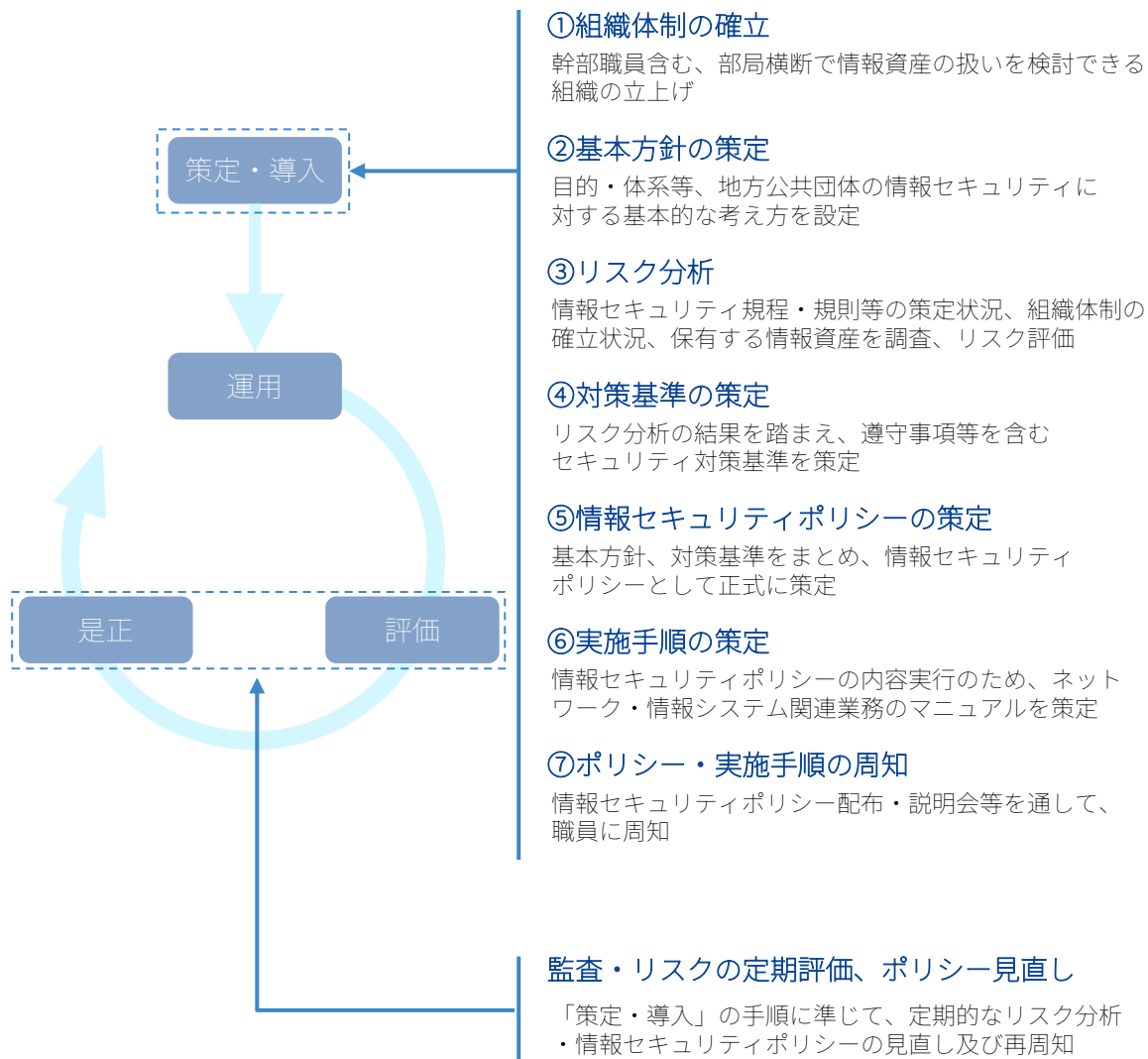


策定にあたっての参考：

[地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン](#)

安全管理体制の改善は、幹部職員を含む組織全体での取り組みが必要です。手順は「[地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン](#)」に詳しく記載されています。

情報セキュリティ対策の導入・改善実施サイクル



出典： [地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン](#)

3.3 データ提供依頼の準備

「3.1『地域公共交通計画』のアップデート等に必要なデータの特定」の結果、交通事業者等が保有するデータが必要と判断された場合には、保有者に対して提供を依頼する必要があります。その際、データの提供を依頼する地方公共団体とデータを保有する交通事業者等の双方が、データの利用目的・対象データ・取扱いルール等について協議し、合意事項を文書化することが重要です。

データ提供依頼書（素案）を作成し、交通事業者等にデータ提供の依頼を申し出て、協議を開始してください。

ステップ		関連ページ
1	データ提供の依頼 申出 「データ提供依頼書（素案）」を作成し、データ保有者にデータ提供依頼の申出をします。 	—
2	データ提供に向けた調整 「データ提供依頼書（素案）」に基づき、データ提供に向けた調整事項について協議を開始します。 	—

データ提供依頼の申出

交通事業者等のデータ保有者に、データ提供について依頼の申出をします。
申出時に送付すべきメール及び添付ファイルに含めることが望ましい内容を以下に示します。

●依頼の申出メール



本ページ

添付



●データ提供依頼書（素案）



31ページへ

※申出の際に調整事項の全体像を把握できるよう、地方公共団体が作成した依頼案を基に調整を開始します。内容の最終的な合意は、「3.5 覚書の締結」で行います

●依頼の申出メール

提供に向けた調整を円滑に進めるため、下記のように電子メール等によりデータ提供依頼書（素案）を発出します。

件名(U) データ提供ご協力をお願い（〇〇市/地域交通計画策定）

 地域公共交通計画策定に向けたデータ提供依頼書（素案）_〇〇市.xlsx

〇〇株式会社 〇〇部 〇〇様

お世話になっております。
〇〇県〇〇市役所〇〇課 〇〇と申します。

このたび、本市では次年度に地域公共交通計画の改定を検討することを想定しております。
つきましては、添付の提供依頼書（素案）に記載の貴社保有データを計画改定に利用し、提供のご協力をお願いいたします。

【データ提供の依頼概要（素案）】
対象データ：貴社における〇〇市の乗降実績データ（一件明細データ）
対象期間：令和〇年〇月～令和〇年〇月（直近〇年分）
提供方式：Excel又はCSV方式を希望します
データ用途：より実態に即した地域公共交通計画の策定のため、現状分析及び計画の実現性検証に利用
利用範囲：市及び委託先事業者による本計画改定検討のみに使用し、第三者提供は行いません
希望期日：令和〇年〇月〇日

詳細は添付「データ提供依頼書（素案）」をご確認ください。
データ提供にあたっての加工処理などの貴社ご要望等については、ご相談の上、データ提供依頼書に反映いたします。

何卒ご協力賜りますようお願いいたします。

担当：〇〇県〇〇市役所〇〇課 〇〇
電話：XXX-XXXX-XXXX
メール：XXXX@XXXX

データ提供依頼書の素案を添付します

必要な対象データの内容を、可能なかぎり具体的に記載します

詳細は、別紙「データ提供依頼書」に記載します

31ページへ

●データ提供依頼書（素案）

本ガイドラインでは、地方公共団体と交通事業者等のデータ保有者が円滑かつ安全にデータ提供の合意ができるよう、「データ提供依頼書」のテンプレートを配布しています。

データ提供を受けるうえで最低限必要な合意事項として、「データ提供依頼書」では下記のとおり(1)計画の概要及び目的、(2)必要データ一覧、(3)データの加工方法、(4)データの利用方法、(5)取扱者・情報管理体制図の5項目を挙げています。

データ提供依頼の申出の際に、地方公共団体が素案を作成し、これをもとに交通事業者等と協議を始めることで円滑な合意が可能となります。

特に（３）データの加工方法、（４）データの利用方法については、地方公共団体だけでは情報が不足していることが多く、交通事業者等のデータ保有者と協議のうえ作成する必要があります。詳細は「3.4 必要な加工内容の整理」を参照してください。

協議がまとまった後は、具体的な合意として「3.5 覚書の締結」を行います。

「データ提供依頼書」の構成、内容は以下の通りです。記入例は次頁以降に示します。

データ提供依頼書

記載する事項 (例)

[illegible]

（1）計画の概要及び目的

- ・地域公共交通計画の名称、背景、目的
- ・データ分析の手法、委託の有無
- ・個人情報保護法に関する整理

(2) 必要データ一覧

- ・データ名称、形式、提供方法
- ・データの対象年度

(3) データの加工方法

- データ名称、加工方法
- データ加工等に要する費用負担等
- 個人情報保護法との関係

(4) データの利用方法

- データ名称、利用に向けた加工方法
- 用途

(5) 取扱者・
情報管理体制
図

- ・提供データ取扱者の一覧、役割等
- ・情報管理体制図

データ提供依頼書（素案）の記入例を以下に示します。

データ提供依頼書 記入例 1/3

(1) 計画の概要及び目的

本市において地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第59号）に基づき地域公共交通計画を策定・改定するため、貴社の保有するデータの提供を依頼します。

(1) 計画の概要及び目的

(1)-1 地域公共交通計画等の名称 データを活用して検討する地域公共交通計画等の名称を記載 例) 「●●市地域公共交通計画」	●●市地域公共交通計画	
(1)-2 地域公共交通計画の背景、目的	①計画の背景となる基本情報	XX市では、高齢化の進行や中山間地域の過疎化に伴い、地域内交通の需要構造が変化しています。公共交通サービスの慢性的な赤字化や運転士不足などによる路線網の縮小など、移動手段の確保に関わる課題が顕在化しています。
	②計画の目的	本計画は、地域公共交通の現状を的確に把握し、実態に基づく持続可能な地域交通の最適化を図るべく、具体的な方針を策定するものです。データに基づく精度の高い計画策定を通じ、官民連携による地域公共交通の最適化を図ります。
(1)-3 データ分析手法等 (提供を希望するデータが必要であることを判断できるよう、下記項目を参考に具体的にかつ簡潔に記述)	①データ分析の対象	(別紙(2)必要データ一覧、(3)データ加工方法、(4)データの利用方法を参照)
	②データ分析で得たい結果	市内の路線バスについて、停留所ごと又はODごとの利用実態を把握したい 利用者年齢や時間帯ごとの交通需要の変動を把握したい
(1)-4 計画の実施期間とスケジュール 当該計画策定に要する期間とスケジュールの目安を記載	データ受領、分析	20XX年XX月～XX月
	結果取りまとめ、計画の策定	20XX年XX月～XX月
	公表時期	20XX年XX月～XX月
(1)-5 データの保持期間	20XX年XX月～20XX年XX月 保持期間を過ぎた後は「データ消去等報告書」によって消去を報告します	
(1)-6 外部委託の有無	あり/なし	「あり」を選択した場合 ・外部委託先の名称 株式会社XX。(再委託先がある場合は再委託先も記載) ・外部委託する内容の範囲 データ解析 ・外部委託の必要性 データ分析の専門知識を有する人員を確保するため。
(1)-7 データ等の利用場所 ※3箇所以上ある場合、行の追加を行ってください。	①場所名	XX県 XX市 XX区 XX番
	①所在地	〒●●●●●●●● XX県XX市●●丁目●番●号
	②場所名	株式会社XX。(再委託先がある場合は再委託先も記載)
	②所在地	〒●●●●●●●● XX県XX市●●丁目●番●号
(1)-8 データ等の保管場所 ※3箇所以上ある場合、行の追加を行ってください	(1)-7利用場所と同じ	
	①場所名	
	①所在地	〒
	②場所名	
②所在地	〒	
(1)-9 個人情報保護法に関する整理	本データ提供依頼の目的となる地域公共交通に関する施策の企画立案は、地方公共団体による地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条の定める地域公共交通計画の作成及び同法第23条（鉄道事業再構築事業）、第26条の3（自動車地域旅客運送サービス再構築事業）、第26条の7（海上運送利便確保事業）、第27条の2（地域旅客運送サービス継続事業）、第27条の14（地域公共交通利便増進事業）の定める地域公共交通特定事業の実施計画の作成に係る事務を遂行するために行うものであり、また、多くの利用者を抱える公共交通事業者が過去の利用者を含め全ての本人から同意を取得する等することは事実上不可能と考えられます。したがって、公共交通事業者等が、地方公共団体が地域公共交通計画及び地域公共交通特定事業の実施計画を作成することに対して協力するために必要な個人情報等を提供することは、通常、個人情報保護法第18条第3項第4号、第27条第1項第4号に該当すると考えられます。なお、提供されたデータを利用する際は、プライバシー等に配慮して適切な丸め処理等を行うことを原則とします。	

「地域公共交通計画」のアップデート等の背景となる、計画の目的等を記載します。

「地域公共交通計画」等は地方公共団体と交通事業者の双方の利益に資するものです。データ提供依頼に当たっては、持続可能な地域交通の実現を目指す意義について双方で認識を合わせることが重要です。

情報の必要性を示すため、地域公共交通計画を定めるための進め方を記載します。

地域公共交通計画策定の期間、公表予定時期を記載します。

個人情報等の提供を求める場合は、個人情報保護法第27条第1項第4号等に該当する旨を明確化します。詳細は36ページを参照してください。

データ提供依頼書 記入例 2/3

(2) 必要データ一覧

(2) 必要データ一覧

提供を依頼するデータは下記のとおりです。

(2)-1 利用実績に関するデータ

データ名称	データ項目	形式	提供方法	対象年度	備考
乗降実績（一件明細データ）	ID、生年月日、時刻、乗車停留所、降車停留所	Excel又はcsv	メール	2025年度	

(2)-2 運行情報に関するデータ

データ名称	データ項目	形式	提供方法	対象年度	備考
運行情報（GTFS-JP）	GTFS-JPに準拠	Zip形式（GTFS-JP）	メール	2025年度	
停留所リスト及び住所情報	停留所、住所	Excel又はcsv	メール	2025年度	

(2)-3 事業情報に関するデータ

データ名称	データ項目	形式	提供方法	対象年度	備考
輸送実績報告書	運輸局提出資料に準ずる	Excel	メール	2024年度	運輸局提出資料 ※1

※1：国土交通省報告様式（旅客自動車運送事業等報告規則第2条）

※データは加工の上、地域公共交通計画の中で公開する可能性があります。公開する場合、別途許諾を取得させていただきます。

必要なデータ項目及び提供してもらいたい形式を具体的に指定します

66ページへ

準拠可能な標準化された形式がある場合、形式名を指定します

71ページへ

輸送実績報告書等、準拠可能な形式がある場合は、形式名を指定します

73ページへ

(3) データの加工方法

(3) データの加工方法

データは以下の通り加工したうえでご提供ください。

データ名称	データ提供側での加工方法	データ加工等に要する費用負担等について	個人情報保護法との関係
乗降実績（統計情報）	統計情報への加工（一件明細を月別で停留所単位及びOD単位にクロス集計）	データ提供者の負担において加工	特定の個人との対応関係が排除された統計情報は個人情報等に該当しない
乗降実績（一件明細データ）	特になし	データ提供者において加工し費用をデータ受領者が負担	個人情報保護法第18条第3項第4号、第27条第1項第4号に基づき提供
乗降実績（一件明細データ）	生年月日の階層化及び時刻の丸め処理	データ受領者の負担において加工	個人情報保護法第18条第3項第4号、第27条第1項第4号に基づき提供

データ加工の詳細については「3.4 必要な加工内容の整理」以降を参照し、加工方法を調整します

35ページへ

データ提供時に必要な加工及び費用負担について、データ提供元とデータ提供先の間でどのように分担するかを合意、明示します

41ページへ

「4.2 個人情報等の確認」記載の個人情報の取扱い方法についての内容を参考に、個人情報保護法上の整理を明示します

56ページへ

(4) データの利用方法

(4) データの利用方法

提供頂いたデータは以下の通り利用いたします。

データ名称	用途	データ受領側での加工方法
乗降実績（一件明細データ）	月別で停留所単位及びOD単位の利用者数を把握	統計情報への加工（一件明細を月別で停留所単位及びOD単位にクロス集計） 加工終了後、元データは速やかに消去
乗降実績（一件明細データ）	GTFSから取得する便情報と紐づけることで、路線又は運行系統単位の利用者数及び利用者属性を把握	Idの削除、生年月日の階層化、時刻の丸め処理 加工終了後、元データは速やかに消去
乗降実績（一件明細データ）	Idに基づき複数の路線又は運行系統の乗降実績を把握し、パターンごとに集計	特になし

データ提供先（地方公共団体）においてデータをどのような用途で利用するのかをデータ単位で明確化します。その際、データ加工を行う場合は、その旨をあらかじめ明示します。利用者の権利利益侵害のリスクを低減させる観点から、特定の個人の識別に繋がる可能性が高く、かつ、用途に必須でない項目については適切な加工が求められます。

加工方法については「3.4.必要な加工内容の整理」を参照し、調整してください

35ページへ

データ提供先（地方公共団体）において個人情報等の削除等の加工を行う場合は、加工終了後に個人情報等を含む元データは速やかに消去し、その旨をデータ提供元へ報告します

3.4 必要な加工内容の整理

地方公共団体と交通事業者等の間で、データ提供において必要な加工内容を決定する必要があります。

一件明細など乗降実績データを地方公共団体に提供しようとする場合には、①特定の個人との対応関係が排斥された統計情報に加工するか、②第三者提供の制限の例外等（個人情報保護法第27条第1項第4号等）に該当すると整理するか、方法を決定する必要があります。

また、②の方法を用いる場合は、プライバシー配慮の観点から、ID情報の削除/ハッシュ化や情報の丸め処理などの不可逆な加工処理を行い、必要な限度を超えた情報を削除したり適切に加工することが必要です。

このように、「3.4. 必要な加工内容の整理」のステップでは、提供データの内容やその利用方法に応じ、具体的にどのような加工処理を行うかを両方で調整してください。

また、データ加工を外部委託するなど費用が伴う場合は、この費用負担をいずれの主体が担うかを合意してください。

協議の結果は、データ提供依頼書の（3）データの加工方法及び（4）データの利用方法に反映します。

ステップ	関連ページ
1 必要な加工処理方法内容の整理  データの利用目的と、個人情報保護法上の整理、プライバシー配慮の観点を踏まえ、データ提供に際して必要な加工内容について協議します。	3.3 データ提供依頼の準備 29ページへ 4.2 個人情報等の確認 56ページへ
2 加工の実施主体の調整  必要な加工について、①各加工の実施主体、②加工に伴う費用負担の分担方法を調整します。	—
3 データ加工方法の書面化 交通事業者等と調整した加工方法及び実施に関する取り決めについて確認し、必要となる加工を確定します。その上で、加工についての合意事項をデータ提供依頼書（3）データの加工方法及び（4）データの利用方法に反映します。	—

必要な加工内容の整理

データの利用目的を踏まえつつ、個人情報保護法上の制約及びプライバシーへの配慮の観点から、提供に際して必要な加工を整理する際の考え方を下表に示します。

各加工処理の詳細については、次頁以降に示します。

データ活用の目的	データ種別	加工処理及び考え方	(参考) データ提供の根拠																																
一定の条件で区切られたデータの合計値を知りたいとき (例) エリアごと・エリア間の移動需要把握	統計情報	「統計情報」への加工37ページへ 乗降記録（一件明細）の形式のまま提供しない場合、一定の基準に従って特定の乗降駅の組合せ（OD）単位での集計又は乗車駅及び降車駅単位での集計（駅別乗降実績）などを行い、特定の個人との対応関係が排斥された統計情報に加工します。 例) 統計OD <table><tr><th>乗車駅</th><th>4/1 人数</th><th>4/2 人数</th></tr><tr><td>東京→霞が関</td><td>120</td><td>170</td></tr><tr><td>上野→錦糸町</td><td>85</td><td>80</td></tr><tr><td>荻窪→新川崎</td><td>20</td><td>14</td></tr></table> 例) 駅別乗降実績 <table><tr><th>乗車駅</th><th>4/1 入場</th><th>4/2 入場</th></tr><tr><td>東京</td><td>100</td><td>130</td></tr><tr><td>上野</td><td>90</td><td>110</td></tr><tr><td>平滝</td><td>30</td><td>10</td></tr></table>	乗車駅	4/1 人数	4/2 人数	東京→霞が関	120	170	上野→錦糸町	85	80	荻窪→新川崎	20	14	乗車駅	4/1 入場	4/2 入場	東京	100	130	上野	90	110	平滝	30	10	「個人に関する情報」に該当しないため地方公共団体に提供可能								
乗車駅	4/1 人数	4/2 人数																																	
東京→霞が関	120	170																																	
上野→錦糸町	85	80																																	
荻窪→新川崎	20	14																																	
乗車駅	4/1 入場	4/2 入場																																	
東京	100	130																																	
上野	90	110																																	
平滝	30	10																																	
移動者の属性と移動手段を結び付け分析したいとき (例) 市内高齢者の移動経路、移動需要の把握	IDIを削除またはハッシュ化した乗降記録（一件明細）データ	IDI等の削除等38ページへ 乗降記録（一件明細）の形式のまま提供したい場合、IDI情報の削除/ハッシュ化や氏名等の削除、丸め処理などの不可逆な加工処理を行うことで、不要な項目を提供しないようにします。 <table><tr><th>IDI</th><th>生年月日</th><th>入場（乗車）時刻</th><th>出場（降車）時刻</th><th>乗車駅/場所</th><th>降車駅/場所</th><th>分析に不要な個人情報（氏名、住所等）</th></tr><tr><td>*****</td><td>40歳代</td><td>07:30</td><td>07:40</td><td>001 東京</td><td>002 霞が関</td><td rowspan="3">削除</td></tr><tr><td>PB 1110</td><td>20歳代</td><td>08:21</td><td>09:10</td><td>003 上野</td><td>006 横浜</td></tr><tr><td>aaa bbb</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	IDI	生年月日	入場（乗車）時刻	出場（降車）時刻	乗車駅/場所	降車駅/場所	分析に不要な個人情報（氏名、住所等）	*****	40歳代	07:30	07:40	001 東京	002 霞が関	削除	PB 1110	20歳代	08:21	09:10	003 上野	006 横浜	aaa bbb						個人情報保護法27条1項4号等に該当するとして地方公共団体に提供可能						
IDI	生年月日	入場（乗車）時刻	出場（降車）時刻	乗車駅/場所	降車駅/場所	分析に不要な個人情報（氏名、住所等）																													
*****	40歳代	07:30	07:40	001 東京	002 霞が関	削除																													
PB 1110	20歳代	08:21	09:10	003 上野	006 横浜																														
aaa bbb																																			
移動者を特定し、複数の移動手段を跨いだ移動パターンを分析したいとき (例) 複数経路の乗り継ぎを加味した市内移動需要の把握	IDI付乗降記録（一件明細）データ	IDIデータの加工なし38ページへ 乗降記録（一件明細）に含まれるIDIを利用したい場合、その他の氏名等の削除や丸め処理等を適切に行い不要な項目を提供しないようにします。 ※IDI以外の項目については適切な丸め処理等を行う必要があります。 <table><tr><th>IDI</th><th>生年月日</th><th>入場（乗車）時刻</th><th>出場（降車）時刻</th><th>乗車駅/場所</th><th>降車駅/場所</th><th>分析に不要な個人情報（氏名、住所等）</th></tr><tr><td>JE 1110</td><td>40歳代</td><td>07:30</td><td>07:40</td><td>001 東京</td><td>002 霞が関</td><td rowspan="4">削除</td></tr><tr><td>112 224</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>PB 1110</td><td>20歳代</td><td>08:21</td><td>09:10</td><td>003 上野</td><td>006 横浜</td></tr><tr><td>113 334</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※一般に、ICカード発行主体とそれ以外の主体では乗降履歴（一件明細）データの個人情報該当性の判断が異なる可能性があります。本ガイドラインではいずれの場合でも地域公共交通計画の策定を目的とする場合には、あらかじめ本人の同意を得る等することなく地方公共団体へデータを提供できるものと整理しています。	IDI	生年月日	入場（乗車）時刻	出場（降車）時刻	乗車駅/場所	降車駅/場所	分析に不要な個人情報（氏名、住所等）	JE 1110	40歳代	07:30	07:40	001 東京	002 霞が関	削除	112 224						PB 1110	20歳代	08:21	09:10	003 上野	006 横浜	113 334						個人情報保護法27条1項4号等に該当するとして地方公共団体に提供可能
IDI	生年月日	入場（乗車）時刻	出場（降車）時刻	乗車駅/場所	降車駅/場所	分析に不要な個人情報（氏名、住所等）																													
JE 1110	40歳代	07:30	07:40	001 東京	002 霞が関	削除																													
112 224																																			
PB 1110	20歳代	08:21	09:10	003 上野	006 横浜																														
113 334																																			

「統計情報」への加工

乗降実績などの一件明細データをクロス集計等により特定の個人との対応関係が排斥された「統計情報」へと加工します。

一件明細のデータレイアウト（イメージ）

IDi	生年月日	入場（乗車）時刻	出場（降車）時刻	乗車駅/場所	降車駅/場所	...
JE 1110 112 224	1980/01/02	07:30	07:40	001 東京	002 霞が関	
PB 1110 113 334	2000/02/01	08:21	09:10	003 上野	006 横浜	

「統計情報」への加工

乗降記録（一件明細）の形式のまま提供しない場合、一定の基準に従って特定の乗降駅の組合せ（OD）単位での集計又は乗車駅及び降車駅単位での集計（駅別乗降実績）などを行い、特定の個人との対応関係が排斥された統計情報に加工します。

例）統計OD

乗車駅	4/1人数	4/2人数
東京→霞が関	120	170
上野→錦糸町	85	80
熊谷→蘇我	19	1
荻窪→新川崎	20	14

例）駅別乗降実績

乗車駅	4/1入場	4/2入場
東京	100	130
上野	90	110
赤坂	70	75
平塚	30	10

サンプル数が少なく、「特定の個人との対応関係が排斥された統計情報」に加工するためには消去せざるを得ないデータがある場合

②レコード単位で加工して提供するケースに沿って提供することを検討してください。

39ページへ

IDi等の削除等

乗降記録（一件明細）の形式のまま提供したい場合、IDi情報の削除/ハッシュ化や氏名等の削除、丸め処理などの不可逆な加工処理を行うことで、不要な項目を提供しないようにします。

例）項目削除・丸め（ラウンディング）

40ページへ

IDi	生年月日	入場（乗車）時刻	出場（降車）時刻	乗車駅/場所	降車駅/場所
*****	40歳代	07:30	07:40	001 東京	002 霞が関
PB 1110 aaa bbb	20歳代	08:21	09:10	003 上野	006 横浜

IDiデータの加工なし

乗降記録（一件明細）に含まれるIDiを利用したい場合、その他の氏名等の削除や丸め処理等を適切に行い不要な項目を提供しないようにします。

例）加工なし

IDi	生年月日	入場（乗車）時刻	出場（降車）時刻	乗車停留所	降車停留所
JE 1110 112 224	40歳代	07:30	07:40	001 東京	002 霞が関
PB 1110 113 334	20歳代	08:21	09:10	003 上野	006 横浜

※一般に、ICカード発行主体とそれ以外の主体では乗降履歴（一件明細）データの個人情報該当性の判断が異なる可能性があります。本ガイドラインではいずれの場合でも地域公共交通計画の策定を目的とする場合には、あらかじめ本人の同意を得る等することなく地方公共団体へデータを提供できるものと整理しています。

レコード単位で加工して提供

乗降実績などの一件明細データを、1レコードずつの形式は保ったまま提供する際は、個人情報保護法第27条第1項第4号等に該当するとして地方公共団体へ提供することが可能です。その際には、プライバシー配慮の観点から、IDi情報の削除/ハッシュ化や情報の丸め処理などの不可逆な加工処理を行い、必要な限度を超えた情報を削除したり適切に加工することが必要です。

一件明細のデータレイアウト（イメージ）

IDi	生年月日	入場（乗車）時刻	出場（降車）時刻	乗車駅/場所	降車駅/場所	...
JE 1110 112 224	1980/01/02	07:30	07:40	001 東京	002 霞が関	
PB 1110 113 334	2000/02/01	08:21	09:10	003 上野	006 横浜	

「統計情報」への加工

乗降記録（一件明細）の形式のまま提供しない場合、一定の基準に従って特定の乗降駅の組合せ（OD）単位での集計又は乗車駅及び降車駅単位での集計（駅別乗降実績）などを行い、特定の個人との対応関係が排斥された統計情報に加工します。

例）統計OD

乗車駅	4/1人数	4/2人数
東京→霞が関	120	170
上野→錦糸町	85	80
熊谷→蘇我	19	1
荻窪→新川崎	20	14

例）駅別乗降実績

乗車駅	4/1入場	4/2入場
東京	100	130
上野	90	110
赤坂	70	75
平塚	30	10

サンプル数が少なく、「特定の個人との対応関係が排斥された統計情報」に加工するためには消去せざるを得ないデータがある場合

②レコード単位で加工して提供するケース（次ページ）に沿って提供することを検討してください。

30ページへ

IDi等の削除等

乗降記録（一件明細）の形式のまま提供したい場合、IDi情報の削除/ハッシュ化や氏名等の削除、丸め処理などの不可逆な加工処理を行うことで、不要な項目を提供しないようにします。

例）項目削除・丸め（ラウンディング）

40ページへ

IDi	生年月日	入場（乗車）時刻	出場（降車）時刻	乗車駅/場所	降車駅/場所
*****	40歳代	07:30	07:40	001 東京	002 霞が関
PB 1110 aaa bbb	20歳代	08:21	09:10	003 上野	006 横浜

IDiデータの加工なし

乗降記録（一件明細）に含まれるIDiを利用したい場合、その他の氏名等の削除や丸め処理等を適切に行い不要な項目を提供しないようにします。

例）加工なし

IDi	生年月日	入場（乗車）時刻	出場（降車）時刻	乗車停留所	降車停留所
JE 1110 112 224	40歳代	07:30	07:40	001 東京	002 霞が関
PB 1110 113 334	20歳代	08:21	09:10	003 上野	006 横浜

※一般に、ICカード発行主体とそれ以外の主体では乗降履歴（一件明細）データの個人情報該当性の判断が異なる可能性があります。本ガイドラインではいずれの場合でも地域公共交通計画の策定を目的とする場合には、あらかじめ本人の同意を得る等することなく地方公共団体へデータを提供できるものと整理しています。

レコード単位で加工して提供する場合の具体的な方法

以下は乗降実績などの一件明細データを、1レコードずつの形式は保ったまま提供する際に、データ分析に利用しない情報などについて、可能な限り特定の個人の識別に繋がる可能性のある記述等を排除するための具体的な方法の例です。

これらは処理の例であり、すべてのデータ項目に対して同じ加工処理を必ず実施しなければならないわけではありません。

加工が必要とされる情報	想定されるリスク	想定される加工方法
 ID(IDi)	一件明細に含まれるIDをキーとした名寄せが行われることにより、特定の個人の識別に繋がる可能性がある (複数の事業者で利用できる共通のICカードの場合は、特にその可能性が高い)	削除 ※ 仮 ID への置き換えも可。この場合、ID を任意の数字にランダムに置き換え又は乱数を付加したハッシュ化処理を行う
 生年月日	特異な値を組み合わせることで、容易に個人を特定できる可能性がある	階層化 (例) 「10代」「70代以上」などの区分に
 定期券情報や 利用料金情報 (区間の情報)	自宅最寄り駅と勤務先等の最寄り駅を推測できる。また、他の情報との組合せにより特定の個人の識別につながる可能性がある	周辺も含めた区域の表示に置き換え (例) 「●●エリア」などの区分に
 乗降駅と組み合わせられた利用日時	集積されることで、利用者の日常的な行動パターンや習慣を推測でき、特定の個人の識別に繋がる可能性がある	入出場時刻から秒単位の情報を削除し、運行頻度に応じて5分単位や30分単位などに丸め込み
一件明細のその他の情報項目 (改札口情報、定期券有効期間など)	単体では特定の個人の識別に繋がらないが、集積されることで特定の個人の識別につながる可能性がある	データ利用の目的に関連しない情報は、全て削除する

参考：その他の加工方法

これまで紹介した方法も含め、特定の個人を識別できる情報や、特定の個人の識別に繋がる可能性のある情報を可能な限り排除するための加工手法として、代表的なものを紹介します。データ利用の目的に合わせて手法を選択してください。

手法名	手法の解説	処理前	処理後
項目削除/ レコード削除/ セル削除	加工対象のデータベースに含まれる個人情報等の項目、レコード、セルを削除するもの	氏名:国士 太郎 個人の連絡先:090-〇〇〇-△△△△	氏名・連絡先を削除
一般化・丸め (ラウンディング)	加工対象となる情報に含まれる記述等について、上位概念もしくは数値に置き換えることまたは数値を四捨五入等して丸めるもの	法人（個人の）住所、製造施設の所在地、設備等の保管地:〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号 営業所の所在地:〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号	〇〇県 経度・緯度
		特定の年齢:19歳、27歳、35歳、48歳	1:20代未満、2:20代、3:30代、4:40代
		特定の経歴:3年、8年、12年、23年	1:1～5年、2:6～10年、3:11～15年、4:16～25年
トップ（ボトム）コーディング	加工対象となるデータベースに含まれる数値に対して、特に大きいまたは小さい数値をまとめることとするもの	特定の年度:1982年、1994年、2003年	1980年:1980年～1999年 2000年:2000年～2019年
ミクロ アグリゲーション	加工対象となるデータベースを構成する個人情報等をグループ化した後、グループの代表的な記述等に置き換えることとするもの	特定の数量:3台、5台、26台、38台、42台	1:1台以上5台未満、2:5台以上20台未満、3:20台以上50台未満
		特定の数量:在庫数	各階層データ数が全データ数に対し10%となるように整理
データ交換 (スワップ)	加工対象となるデータベースを構成する個人情報等相互に含まれる記述等を（確率的に）入れ替えることとするもの	1982年、国士 太郎 1994年、国士 花子 2003年、国士 太郎	1994年、国士 太郎 2003年、国士 花子 1982年、国士 花子
ノイズ（誤差）付加	一定の分布に従った乱数的な数値を付加することにより、他の任意の数値へと置き換えることとするもの	資金: 300万円～500万円 24社 500万円～1000万円 18社 1000万円～2000万円 31社 2000万円～27社 合計 100社	資金: 300万円～500万円 36社 500万円～1000万円 22社 1000万円～2000万円 19社 2000万円～23社 合計 100社
疑似データ生成	人工的な合成データを作成し、これを加工対象となるデータベースに含ませることとするもの	—	—
その他 (新規IDの再附番)	既存の番号やID等を新たな附番ルールに基づき新規ID等に再附番するもの	特定のID:D239508FE	新規ID:9203451
その他（偏差値化）	元のデータの値を平均値と標準偏差を用いて変換するもの	特定の数量:1,2, 58, 89, 101, 131, 201	1～100までは実数、101以上は「999」

加工の実施主体の調整

必要な加工内容を整理した上で、交通事業者等と地方公共団体のどちらがどのような加工を担うかについて、加工に要する費用負担等を考慮し、あらかじめ両者で調整します。調整した内容はデータ提供依頼書に記載します。

31ページへ

本ガイドラインでは、「統計情報」への加工や「丸め処理」など個人情報等に関する作業は、データ保有者と地方公共団体のどちらが実施することも可能です。

なお、利用者の権利利益侵害のリスクを低減する観点からは、利用者の氏名や生年月日など、特定の個人の識別につながる可能性が高く、かつ削除が比較的容易な情報項目については、データ保有者が削除した上で地方公共団体に提供することが望ましいです。

加工の実施主体の調整パターン

データ加工の実施主体及び費用負担の分担については、下表に示す3つのパターンが考えられます。交通事業者及び地方公共団体が有するデータ加工のノウハウや、加工に充てられる人員の余力を踏まえ、適切な実施主体及び費用負担の分担を設定します。

なお、持続可能な地域交通を実現するためには、地方公共団体と交通事業者の連携・協働が重要です。このため、特に追加的な作業や費用の負担を伴わない範囲においては、交通事業者の積極的な協力が望まれます。

パターン	加工：交通事業者 費用：地方公共団体	加工：地方公共団体 費用：地方公共団体	加工：交通事業者 費用：交通事業者
ステップ	交通事業者が加工処理 ↓ 地方公共団体に提供 ↓ 地方公共団体が交通事業者加工費用を支払	交通事業者がデータ提供 ↓ 地方公共団体が加工処理 ↓ 地方公共団体が加工費用を支払	交通事業者が加工処理 ↓ 交通事業者が加工費用を支払 ↓ 地方公共団体に提供
適用するケースの例	- 処理対象が多い、地方公共団体側での加工処理が困難な場合 - 生データに営業情報や個人情報等が含まれており、ポリシー上、外部提供が難しい場合 - 交通事業者が加工ノウハウと人員を有しており、加工済みデータの提供が可能な場合 など	- 処理対象が比較的少なく、地方公共団体側で加工処理できる場合 - 生データの性質上、提供に支障がなく、地方公共団体への直接提供が可能な場合 - 地方公共団体がデータ加工のノウハウ・人員を有しており、自ら加工が可能な場合 など	- 生データに営業情報や個人情報等が含まれており、ポリシー上外部への提供が難しい場合 - 交通事業者が加工コストを自ら負担できる場合など

参考：国土交通省の支援制度（令和8年度 補助事業）

地方公共団体が、地域公共交通計画や地域公共交通特定事業の実施計画の作成等に伴い、データを活用する際の支援制度として、国土交通省が実施している補助事業を紹介します。各事業の詳細及び申請を検討される際は、運輸支局へお問合せください。

事業名称	概要
地域公共交通調査等事業	地域公共交通計画等の策定、バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針・基本構想の策定、地域公共交通利便増進実施計画・地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく利用促進・事業評価を支援します。 補助対象経費には、地域データの収集・分析の費用、移動需要に関するデータ、ICカード等から取得したデータ分析に係るシステム導入経費、GTFS-JP作成にかかる費用等を含みます。
「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト	【交通空白解消タイプ】 全国に約2,500存在する「交通空白」解消に目処をつけるため、日本版ライドシェア・公共ライドシェア・デマンド交通・乗合タクシー等の導入や、商業・福祉・教育等の他分野の関係者が連携して移動手段を支える仕組みの構築を支援します。 補助対象経費には、事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会・説明会等開催に要する費用等を含みます。 【共同化・協業化促進タイプ】 複数の地方公共団体や交通事業者による地域旅客運送サービスの共同化・協業化等も通じた連携の取組により、共同で路線バス・乗合タクシー・公共ライドシェア等の運送を実施する事業を支援します。 補助対象経費には事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会・説明会等開催に要する費用等を含みます。 【地域交通DX推進タイプ】 事業者・事業種の連携・協働により複数のモビリティデータの統合及び活用や国の定める標準仕様にに基づくシステム統合、標準業務モデルの導入など、デジタル技術を活用した高度サービスの実装を支援します。 補助対象経費には、地域交通へのキャッシュレス導入費用、交通情報のデータ化に要する費用等の標準データ仕様に準拠したシステム開発・購入・利用改修費用等を含みます。 【モビリティ人材・組織育成タイプ】 「交通空白」解消に向け、地方公共団体等の組織やその職員によるモビリティ・データの活用のほか、組織として効率的な地域交通への見直しを含む企画・立案を行い、交通事業者や地元住民等の関係者との調整を進める体制を整備する取組を支援します。 補助対象経費には、データ購入やデータベース構築、データ分析委託、ツール購入等の持続的な地域交通の検討に関する費用等を含みます。
観光MaaS推進事業	複数の交通事業者の連携・協働により、多種多様な交通サービスを「一つのサービス」として利用可能とすることで、マルチモーダルかつシームレスな移動体験を提供するMaaSを活用して、インバウンド含む観光客の観光地での周遊や観光消費の増加、オーバーツーリズムの未然防止・抑制対策に資する取組を支援します。 補助対象経費には、交通情報のデータ化に要する費用やキャッシュレス端末等の購入・設置に要する費用、システム購入、開発、改修等の費用等を含みます。

※掲載内容は、令和8年6月現在のものであり、最新の情報と異なる場合がございます。

データ加工方法の書面化

交通事業者等のデータ提供者と合意した加工方法を書面化します。協議結果をデータ提供依頼書の（3）データの加工方法及び（4）データの利用方法に反映します。

その際、個人情報保護法との関係についても確認を行い、下記の例を参考に記載してください。

（3）データの加工方法 には以下の項目等について、協議結果を記載します

(3)データの加工方法

データは以下の通り加工したうえでご提供ください。

データ名称	データ提供側での加工方法	データ加工等に要する費用負担等について	個人情報保護法との関係
乗降実績（統計情報）	統計情報への加工（一件明細を月別で停留所単位及びOD単位にクロス集計）	データ提供者の負担において加工	特定の個人との対応関係が排斥された統計情報は個人情報等に該当しない
乗降実績（一件明細データ）	特になし	データ提供者において加工し費用をデータ受領者が負担	個人情報保護法第18条第3項第4号、第27条第1項第4号に基づき提供
乗降実績（一件明細データ）	生年月日の階層化及び時刻の丸め処理	データ受領者の負担において加工	個人情報保護法第18条第3項第4号、第27条第1項第4号に基づき提供

1 データ提供側で実施するデータの加工方法を記載

「3.4 必要な加工内容の整理」を参照し、データ提供側に実施するデータの加工について指定します。

[35ページへ](#)

2 データ加工に要する費用負担等について記載

上記で指定したデータ加工の実施主体、および要する工数や外部事業者への委託等により発生する費用についてデータ提供側と協議の上、負担方法等を明示します。

3 個人情報保護法との関係を記載

「4.2 個人情報等の確認」の第三者提供に係る整理を参照し、データごとに個人情報保護法上の取扱いおよび関係について明示します。

[56ページへ](#)

（4）データの利用方法 には以下の項目等について、協議結果を記載します

(4)データの利用方法

提供頂いたデータは以下の通り利用いたします。

データ名称	用途	データ受領側での加工方法
乗降実績（一件明細データ）	月別で停留所単位及びOD単位の利用者数を把握	統計情報への加工（一件明細を月別で停留所単位及びOD単位にクロス集計） 加工終了後、元データは速やかに消去
乗降実績（一件明細データ）	GTFSから取得する便情報と紐づけることで、路線又は運行系統単位の利用者数及び利用者属性を把握	DIの削除、生年月日の階層化、時刻の丸め処理 加工終了後、元データは速やかに消去
乗降実績（一件明細データ）	DIに基づき複数の路線又は運行系統の乗継実態を把握し、パターンごとに集計	特になし

1 データの利用用途を明示

データ毎に地方公共団体においてどのような利用用途を想定しているのかを明示します。

[33ページへ](#)

2 受領側（地方公共団体）でのデータの加工方法を明示

データの提供を受けた後、地方公共団体側でどのようなデータの加工または集計を行うのかを明示します。データの加工後、提供を受けた元データをどのように扱うかも記載します。加工方法については「3.4 必要な加工内容の整理」を参照してください。

[35ページへ](#)

3.5 覚書の締結

「3.3 データ提供依頼の準備」及び「3.4 必要な加工内容の整理」において協議・合意した事項を「覚書」として文書化します。

「覚書」では、これまで整理した内容に加え、当事者間の義務、免責事項及び秘密保持義務等を取り決めます。

ステップ		関連ページ
1	覚書に記載する内容の調整 	覚書の締結に必要な、データ受領者及び提供者の義務等について協議します。 3.3 データ提供依頼の準備 29ページへ 4.2 個人情報等の確認 56ページへ
2	覚書の締結 	協議・調整した内容を、覚書及び別紙「データ提供依頼書」に反映し、合意します。 —

「覚書」では、「データ提供依頼書」で整理した内容に加え、当事者間の義務、免責事項及び秘密保持義務等を取り決めます。

次ページに掲載している覚書サンプルを例に、地方公共団体と交通事業者等のデータ提供者で覚書に記載する事項を協議します。

覚書とデータ提供依頼書の関係

データ提供に関する覚書

46ページへ

地域公共交通計画の作成・実行・評価に係るデータ提供に関する覚書

●●市（以下「甲」という。）と、●●事業者（以下「乙」という。）は、●●地域における地域公共交通に関するデータの取扱いについて、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

第1条（目的）
本覚書は、●●地域における地域公共交通計画の作成・実行・評価に関する権利（以下「本権利」という。）にあり、甲及び乙が提供するデータを適切に管理することを目的とする。

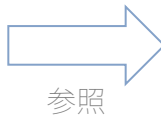
第2条（定義）
本覚書における用語の意義は、次の各号に定めたとおりとする。
(1) 「データ」：記録及び手段（専用回線）による通信、光磁気ディスク、印刷物等）を問わず、甲及び乙が提供した、若しくは将来において提供される一切の情報を意味する。
(2) 「派生データ」：甲が、提供データを加工、分析、編集、統合等することによって新たに生じたデータを含む。
(3) 「提供権」：甲又は乙のうち、データを提供する者をいう。
(4) 「受領権」：甲又は乙のうち、データを受領する者（データを受領する者からデータ分析等の業務の委託を受けた者を含む。以下同じ。）をいう。
(5) 「計画」：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第41号）に基づいて作成される各種計画のことをいう。
(6) 「施策」：前号における「計画」に基づいて検討され、「計画」に明示された、当該地域における地域公共交通の維持・活性化の目的に資する取組のことをいう。
(7) 「計画期間」：前号における「計画」及びそれに基づく「施策」を実行する期間をいう。
2 前条各号において定めのない用語については、甲乙間で協議して定めることとする。

第3条（データの秘密保持義務）
受領者は、提供者が入手するデータを善良な管理者の注意をもって保持し、提供者の書面による事前の承諾なく、第三者に譲渡又は提供してはならない。

第4条（利用許諾）
甲は、甲に対して、提供データを本覚書の有効期間中、目的の範囲内でのみ利用することを許諾する。
乙は、乙の書面による事前の承諾のない限り、目的以外の目的で提供データを加工、分析、編集、統合その他の利用をしてはならず、提供データを第三者（乙が法人である場合、その会合、関連会社も第三者に含まれる）に開示、提供、譲渡してはならない。
3 提供データに関する知的所有権（データベースの著作物に関する権利を含むが、これに限らない）は、乙に帰属する。ただし、提供データのうち、第三者に知的所有権が帰属するものはこの限りではない。

第5条（派生データ等の取扱い）
派生データに関しては、当事者間で別途合意した場合を除き、甲のみが一切の利用権を有する。

（データの提供範囲）
第6条 提供者が提供するデータの範囲は、別紙に定めたとおりとする。



【別紙】データ提供依頼書

31ページへ

本市において地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第41号）に基づき地域公共交通計画を策定・改定するため、貴社が提供するデータの提供を依頼します。

1.1 計画の概要及び目的
●●市地域公共交通計画
1.2 地域公共交通計画の目的
1.3 データ分析手法
1.4 計画の実施期間
1.5 データの提供範囲
1.6 外部関係者の取扱い
1.7 データ等の利用
1.8 データ等の提供
1.9 個人情報保護法に基づく取扱い

2. 提供データの範囲
3. 提供データの加工方法
4. 提供データの利用方法
5. 提供データの管理
6. 提供データの廃棄
7. 提供データのセキュリティ
8. 提供データのバックアップ
9. 提供データのバージョン管理
10. 提供データのアクセス権限
11. 提供データの監査
12. 提供データの報告
13. 提供データの問い合わせ
14. 提供データのトラブルシューティング
15. 提供データの最終確認
16. 提供データの最終確認
17. 提供データの最終確認
18. 提供データの最終確認
19. 提供データの最終確認
20. 提供データの最終確認

作成に向けて調整すべき主な内容

利用許諾
データの利用に関する役割
データの公開範囲
データの管理
データの返還または消去
損害賠償
秘密保持義務

次ページに掲載するサンプルを参考に、覚書に記載する内容を調整

作成に向けて調整すべき主な内容

計画の概要及び目的
必要データ一覧
データの加工方法
データの利用方法
取扱者・情報管理体制図

「3.3 データ提供依頼の準備」「3.4 必要な加工内容の整理」にて調整

覚書の締結

条件の調整後、覚書を締結します。本ページ以降に、覚書のサンプルを示しています。

覚書サンプルは、[MOBILITY UPDATE PORTALに掲載されている「データ共有に関する覚書」](#)ひな形を参考に、一件明細データの提供を想定した条項を加えて作成しています。

契約内容の調整及び確定にあたっては、地方公共団体及び事業者等の実情に応じて条項の取捨選択や加筆修正したうえで、協議の上、覚書を締結します。

覚書サンプル

地域公共交通計画の作成・実行・評価に係るデータ提供に関する覚書

●●市（以下「甲」という。）と、●●事業者（以下「乙」という。）は、●●地域における地域交通に関するデータの取扱いについて、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

第1条（目的）

本覚書は、●●地域における「計画」（次条で定義する。）の作成・実行・評価に関する検討（以下「本検討」という。）にあたり、乙が甲に提供する「データ」の提供方法及び利用条件等を定めることを目的とする。

第2条（定義）

1 本覚書における用語の意義は、次の各号に定めるとりとする。

- （1）「データ」：媒体及び手段（専用回線による通信、光磁気ディスク、印刷物等）を問わず、乙が甲に提供した、若しくは将来において提供される一切の情報を意味する。
 - （2）「派生データ」：甲が、データを加工、分析、編集、統合等することによって新たに生じたデータをいう。
 - （3）「計画」：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づいて作成される各種計画のことをいう。
 - （4）「施策」：前号における「計画」に基づいて検討され、「計画」に明示された、当該地域における地域公共交通の維持・活性化の目的に資する取組のことをいう。
 - （5）「計画期間」：第3号における「計画」及びそれに基づく「施策」を実行する期間をいう。
- 2 前項各号において定めのない用語については、甲乙間で協議して定めることとする。

第3条（利用許諾）

- 1 乙は、甲に対して、本覚書の有効期間中、データを本検討の範囲内でのみ利用することを許諾する。
- 2 甲は、乙の書面による事前の承諾のない限り、本検討以外の目的でデータを加工、分析、編集、統合その他の利用をしてはならず、データを第三者に開示、提供、漏えいしてはならない。
- 3 甲は、前2項の定めにかかわらず、本検討のために必要な範囲において、学識経験者、地域公共交通の利用者、公共交通事業者、道路管理者その他甲が必要と認めた関係者（委託先を含み、以下、総称して「関係者」という。）に対してデータの利用を再許諾することができる。
- 4 データに関する知的財産権（データベースの著作物に関する権利を含むが、これに限らない）は、乙に帰属する。ただし、データのうち、第三者に知的財産権が帰属するものはこの限りではない。

第4条（派生データの取扱い）

派生データに関しては、甲乙間で別途合意した場合を除き、甲のみに一切の権利が帰属し、甲が一切の利用権限を有する。

第5条（データの提供範囲）

乙が甲に提供するデータの範囲は、別紙に定めるとりとする。

第6条（データの提供方法）

- 1 乙は、本覚書の有効期間中、甲に対して、別紙に定める提供方法でデータを提供する。ただし、乙は、データ提供の●日前までに甲に通知し、甲の書面による事前の承諾を得ることで別紙に定める提供方法を変更することができる。
- 2 乙は、甲から書面により、別紙の定めによらないデータ提供を求められた場合において、甲乙の協議が整った場合は、当該データについて、甲および乙は、本覚書の定めに基づいて取り扱うものとする。

第7条（費用負担）

別紙に定める加工方法において必要となるデータの加工に関する費用負担は、別紙に定めるとりとし、その他本覚書に基づく権利の行使又は義務の履行にあたり自己に発生する費用は、各自の負担とする。

「データ提供依頼書」で記載した名称・目的を記載します

31ページへ

利用許諾の一部として、目的外利用禁止の項目を定めます。

「データ提供依頼書」で記載した提供範囲を記載します

31ページへ

データ提供に要する費用負担に関しては、交通事業者・地方公共団体の間で事前に合意し、データ提供依頼書（3）データの加工方法に記載します。

33ページへ

第8条（データの利用）

甲は、本覚書に基づき乙より提供されるデータを、別紙に定める利用方法で利用する。また、データの利用に係る甲及び乙の役割は次の各号に定めるとりとする。

- （1）甲は、乙より提供されるデータを利用し、より実効性のある計画を作成するとともに施策の実行にあたって必要な関与を行う。
- （2）乙は、自らの有する専門的な知見に基づき、データを利用した計画の作成に協力するとともに、施策の実行にあたって必要な関与を行う。
- （3）甲及び乙は、計画期間にわたって、データに基づいて計画のモニタリング及び評価を行い、評価に基づいて計画及び施策の改善を行う。

「データ提供依頼書」で記載した管理方法を記載します

31ページへ

第9条（データの公開範囲）

- 1 甲は、乙から提供されたデータを、計画を含めて外部に公開する資料等に掲載する場合には、事前に乙の承諾を得るものとする。
- 2 前項以外のデータの掲載等については、事前に甲乙間の協議が整った場合に限り、認められるものとする。
- 3 前2項によりデータを掲載する場合は、別紙に定める方法により、その出典を明らかにすることとする。

第10条（データの管理）

甲は、別紙に定める方法により、データを管理する。

第11条（データの返還又は消去）

甲は、第14条に定める本覚書の有効期間満了後、甲及び関係者が保持するデータを速やかに、乙に返還又は消去する。ただし、第4条に定める派生データ及び第9条に基づき公開されたデータについては、この限りではない。

利用終了時の義務として、データ消去義務を記載します

50ページへ

第12条（損害賠償）

甲及び乙は、故意又は過失により、本覚書に定める条項に違反し、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し通常生ずべき損害に限り賠償の責めを負うものとする。

第13条（秘密保持義務）

- 1 甲及び乙は、本覚書を通じて知り得た、相手方が開示にあたり、書面・口頭・その他の方法を問わず、秘密情報であることを表明した上で開示した情報（以下「秘密情報」という。ただし、データは本条における「秘密情報」には含まれない）を、厳に秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいし、また、秘密情報を本覚書に基づく権利の行使又は義務の履行以外の目的で利用してはならない。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合は、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として開示することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報にあたりないものとする。
 - （1）開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - （2）秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - （3）開示の時点で公知の情報
 - （4）開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - （5）正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報
- 3 被開示者は、本覚書の履行のために必要な範囲内に限り、本条第1項に基づく秘密保持義務を遵守させることを前提に、自らの役職員又は法律上守秘義務を負った自らの弁護士、会計士、税理士等に対して秘密情報を開示することができる。

第14条（有効期間・存続条項）

- 1 本覚書は、本覚書締結の日から●年間に経過する日又は甲と乙が別途合意した日まで有効とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第11条から第13条、第15条及び第16条の規定は、本覚書の有効期間満了後も効力を有するものとする。

第15条（準拠法）

本覚書は、日本法を準拠法とし、日本法に基づいて解釈されるものとする。

第16条（紛争解決）

- 1 本覚書に定めなき事項及び本覚書の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し解決するものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、協議により紛争を解決することができない場合、●裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

本覚書を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和●年●月●日

甲

乙

出典：[地域交通のためのポータルサイト MOBILITY UPDATE PORTAL](#)

3.6 データの受領

覚書締結後、データ提供依頼書及び覚書にて合意した方法でデータを受領します。

ステップ

関連ページ

- 1 データの受領 データ提供依頼書に定めた方法により、データを受領します。



(2)必要データ一覧

(1) 必要データ一覧
提供を受けるデータは下記のとおりです。

(1-1) 利用依頼に関するデータ

データ名称	データ項目	形式	提供方法	対象年度	備考
利用依頼書（利用依頼書）	氏名、生年月日、性別、職業、住所、電話番号、メールアドレス	Excel/CSV	メール	2025年度	

(1-2) 実行情報に関するデータ

データ名称	データ項目	形式	提供方法	対象年度	備考
実行情報（CSV形式）	CSV形式（CSV形式）	CSV形式（CSV形式）	メール	2025年度	
実行ログ（CSV形式）	CSV形式（CSV形式）	CSV形式（CSV形式）	メール	2025年度	

(1-3) 事業情報に関するデータ

データ名称	データ項目	形式	提供方法	対象年度	備考
事業情報（事業計画）	事業計画（事業計画）	Excel	メール	2024年度	事業計画提出資料 第1

※1：加工が必要なデータは、提供依頼書に記載されたデータと一致していることを確認する必要があります。異なる場合は、別途調整を要する場合があります。

事前合意した方法に従いデータを受領

- 2 受領データの確認



データ受領時には、データ提供依頼書に記載された内容と、実際に受領したデータが一致していることを確認します。

データ提供依頼 (2) 必要データ一覧

33ページへ

(2)必要データ一覧

(1) 必要データ一覧
提供を受けるデータは下記のとおりです。

(1-1) 利用依頼に関するデータ

データ名称	データ項目	形式	提供方法	対象年度	備考
利用依頼書（利用依頼書）	氏名、生年月日、性別、職業、住所、電話番号、メールアドレス	Excel/CSV	メール	2025年度	

(1-2) 実行情報に関するデータ

データ名称	データ項目	形式	提供方法	対象年度	備考
実行情報（CSV形式）	CSV形式（CSV形式）	CSV形式（CSV形式）	メール	2025年度	
実行ログ（CSV形式）	CSV形式（CSV形式）	CSV形式（CSV形式）	メール	2025年度	

(1-3) 事業情報に関するデータ

データ名称	データ項目	形式	提供方法	対象年度	備考
事業情報（事業計画）	事業計画（事業計画）	Excel	メール	2024年度	事業計画提出資料 第1

※1：加工が必要なデータは、提供依頼書に記載されたデータと一致していることを確認する必要があります。異なる場合は、別途調整を要する場合があります。

事前に合意したデータ一覧を参照し、受領したデータと一致しているかを確認

3.3 データ提供依頼の準備

データ提供依頼書
(2) 必要データ一覧

33ページへ

地方公共団体にてデータを加工する場合、「データ提供依頼書」記載の内容に則ってデータを加工します。データの加工後は速やかに、加工前のデータを消去します。

ステップ

関連ページ

1 加工内容の確認

※「3.4 必要な加工内容の整理」において地方公共団体側でデータ加工を実行する場合
「データ提供依頼書」(4) データの利用方法に記載した加工内容を確認します。



データ提供依頼書 (4) データの利用方法

(4)データの利用方法		
提供いただいたデータは以下の通り利用いたします。		
データ名称	用途	データ受領者側での加工方法
乗降実績（一件明細データ）	月別で停留所単位及びOD単位の利用者数を把握	統計情報への加工（一件明細を月別で停留所単位及びOD単位にクロス集計） 加工終了後、元データは速やかに消去
乗降実績（一件明細データ）	GTFSから取得する便情報と紐づけることで、路線又は運行系統単位の利用者数及び利用者属性を把握	IDiの削除、生年月日の階層化、時刻の丸め処理 加工終了後、元データは速やかに消去
乗降実績（一件明細データ）	IDiに基づき複数の路線又は運行系統の乗継実績を把握し、パターンごとに集計	特になし

データ受領側での加工方法を確認

3.4 必要な加工内容の整理 **加工の実施主体の調整**

41ページへ

3.3 データ提供依頼の準備 データ提供依頼書 (4) データの利用方法

33ページへ

2 データの加工

「データ提供依頼書」(3) データの利用方法に記載した内容に則って、データを加工します。



3 加工前データの削除

加工前のデータは、加工後速やかに消去します。



地方公共団体は合意した目的の範囲内でデータを利用します。
データの利用終了後は、受領したデータを消去します。覚書等で消去義務を定めている場合、データ受領者はデータ消去等報告書を作成、提出します。

ステップ

関連ページ

1 受領データの削除



合意した目的の範囲内でデータを利用し、利用終了後は、受領したデータを消去します。
ハードディスク・メモリ等の記録媒体に保存されたデータ、紙媒体への出力物、中間生成物（統計解析用データセット等を含む）を全て消去します。

—

2 報告書の作成・提出



覚書等で消去義務を定めている場合、データ受領者はデータ消去等報告書を作成しデータ提供者に提出します。

—

データ消去等報告書

覚書等で消去義務を定めている場合、データ受領者は、データの利用を終了した際に、データを削除したうえでデータ消去等報告書を提出し、当該データを確実に消去したことを証明します。

データ消去等報告書

年 月 日

宛

【 提供依頼申出者 】

所属・職名	
氏名	印
生年月日	〒
連絡先 (所在地)	
(電話)	
(e-mail)	

当地区画交通計画策定のため、 年 月 日付提供依頼書により提供を受けたデータの利用が終了いたしました。提供いただいたデータについて、ハードディスク、メモリ等の記録媒体、複合体等に複製した匿名データおよび中間生成物をすべて消去したことを報告いたします。

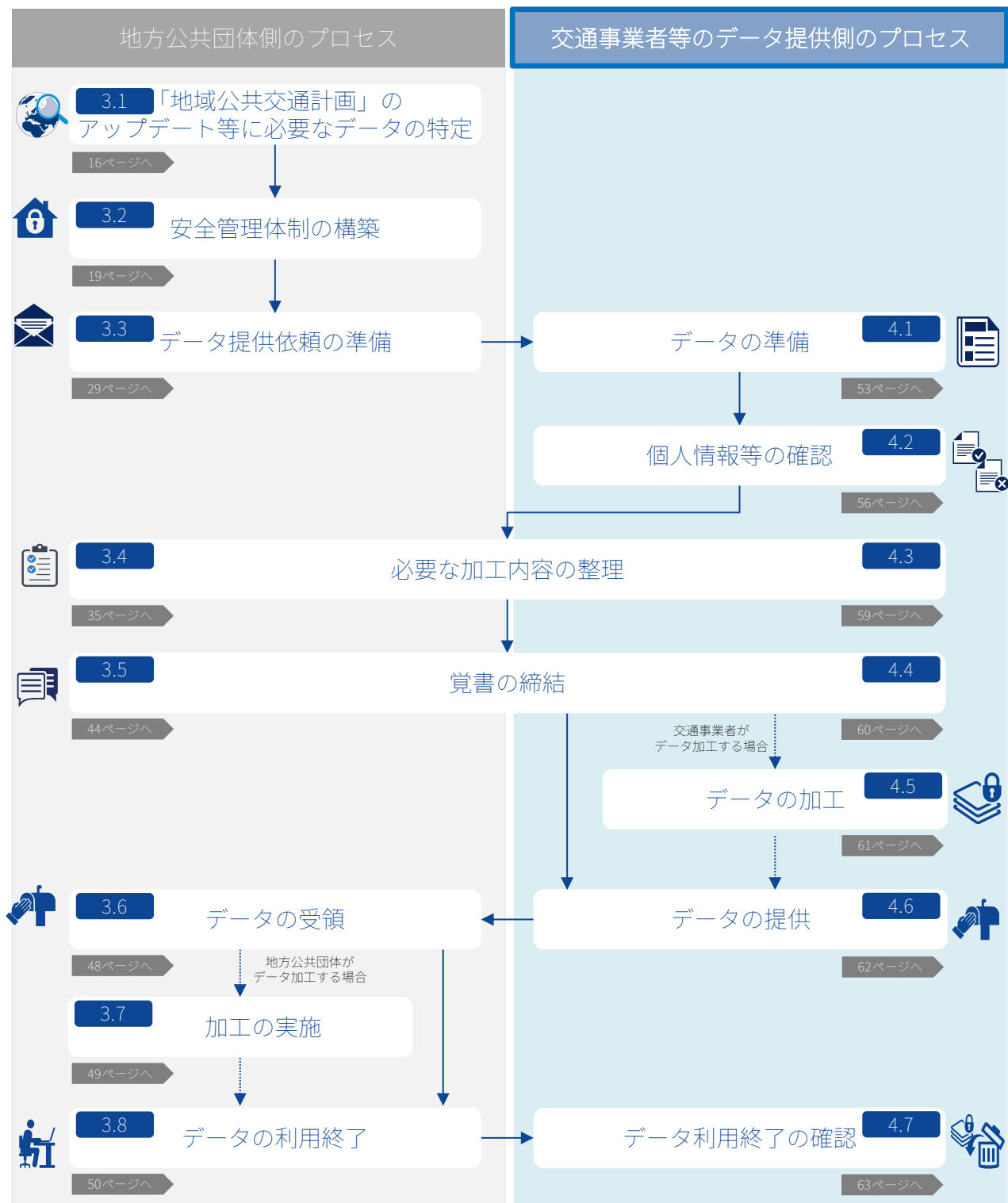
4 交通事業者等のデータ提供手順

- 4.1 データの準備
- 4.2 個人情報等の確認
- 4.3 必要な加工内容の整理
- 4.4 覚書の締結
- 4.5 データの加工
- 4.6 データの提供
- 4.7 データ利用終了の確認

4. 交通事業者等のデータ提供プロセス全体像

本節では、交通事業者等がモビリティ・データの提供を行うためのプロセスの詳細を取り扱います。

プロセスの全体像



4.1 データの準備

データ利用を行う地方公共団体からの依頼に基づき、提供対象となるデータを準備します。
「3.3 データ提供依頼の準備」で示された「データ提供依頼書（素案）」を踏まえ、必要なデータ収集を開始します。

ステップ

- 1** 対象データの確認、収集 「3.3 データ提供依頼の準備」にて地方公共団体から提示されたデータ提供依頼書（素案）を確認し、提供するデータを収集します。 [31ページへ](#)



収集の際に明確にすべき事項

①形式・項目等	ファイル形式（Excel/CSV等）、文字コード、構造、項目名と定義
②時点	最新の基準日、速報値か確定値か、今後の更新予定
③更新頻度	周期（日次/週次/月次/年次等）と具体的なタイミング
④制約・留意事項	法的制約、利用規約、著作権、引用条件、公開範囲の制限等
⑤メタデータ有無	データ項目の定義や単位等を説明したメタデータの有無
⑥提供方法	メール添付や共有フォルダ、紙媒体取寄せ等、受け渡し手段
⑦担当者	提供の責任者、技術的な問い合わせ先、及び緊急時の連絡先

- 2** データ出力 対象データを出力し、提供の準備をします。



データ出力の際に留意すべき事項

標準仕様への準拠 [64ページへ](#)

地方公共団体が複数の交通事業者等からデータ提供を受け、それらを統合することで地域全体の現状診断等を行おうとする場合、迅速かつ効率的にデータ分析を行う観点からデータ仕様が統一されていることが重要です。

①利用実績に関するデータ

乗降実績データを一件明細の形式で提供する場合、データ提供者において可能な限り標準仕様に準拠した仕様でデータを出力することが円滑なデータ活用につながります。データ仕様については、「[乗降実績データ標準仕様書（鉄道・バス）](#)」を参照してください。

②運行情報に関するデータ

鉄道、バス、デマンド型交通の運行情報を提供する場合、国際標準仕様の国内標準であるGTFS-JPに準拠した仕様でデータを出力することが円滑なデータ活用につながります。国土交通省が定めるGTFS-JPデータ仕様については「[公共交通運行情報標準データ仕様書（GTFS-JP）v4](#)」を参照してください。

③事業情報に関するデータ

事業情報に関するデータについては現在のところ国内標準仕様は存在しません。輸送実績報告等の国土交通省に提出する報告書等を活用する場合は、紙又はPDFではなく可能な限りExcel形式などデータ加工しやすい形式で提出することが円滑なデータ活用につながります。

データクレンジング [55ページへ](#)

データ活用を円滑に行い、問合せ対応等の業務負荷を最小化する観点からも、提供するデータ品質を高めることが重要です。このための作業をデータクレンジングといいます。表記揺れ修正やデータ型の統一、正規化、名寄せ処理等を可能な限り行うことが重要です。

個人情報保護法への対応 [56ページへ](#)

提供データに個人情報等が含まれる場合は、個人情報保護法に従った取扱いが必要です。詳細は次節において解説します。

参考：データが機械判読可能な形式に整備されていない場合の取扱い

コンピュータを用いたデータ活用を行うためには、PDFファイル/紙媒体等で保有する情報を、機械判読可能な「データ」に変換する必要があります。

なお、厳密には、Word文書やExcelファイルなど特定のソフトウェアで人間が読むために作られたデータフォーマットは、機械判読可能な「データ」ではありません。

機械判読可能な「データ」の整備

データ分析ツールなどでモビリティ・データを分析するためには、CSVやJSONと呼ばれるコンピュータが処理可能なオープンなデータ形式としてデータを出力する必要があります。

データ提供依頼者側との協議により、どのような形式でデータを受け渡すべきが事前に合意することが重要です。

Word/Excel

WordやExcelのデータをcsv形式等に変換することで円滑なデータ活用につながります。

PDF/印刷データ

OCR等を活用しcsv形式等に変換することで円滑なデータ活用につながります。

OCR（Optical Character Recognition：光学文字認識）：印刷された文字や手書きの文字をデジタルの文字コードに変換する技術。OCR技術を活用することで、紙媒体の情報を効率的にデータ化することができる

データ化する情報量が膨大な場合や専門的な処理が必要な場合は、データ入力やデータ化を専門とする事業者に外部委託することも効果的な選択肢となります。

委託先例：[独立行政法人統計センター](#)

参考：データクレンジングの例

以下にデータクレンジングの例を示します。クレンジングの範囲・内容を明確に定める必要がある場合は、データ提供依頼者との協議の上でデータ提供依頼書（3）データの加工方法に記載することが望ましいです。

[33ページへ](#)

クレンジングの方法	元のデータ例		クレンジング例
表記揺れの統一 一文字違いの漢字表記や、カタカナ表記とローマ字表記が混在する場合、表記を統一します	漢字表記	「トヨタ」「豊田」	「トヨタ」
	カタカナ／ローマ字の混在	「トヨタ」「TOYOTA」	「トヨタ」
	通貨単位	「15千円」「15000円」	「15000円」
	単位の表記	「1000m」「1km」	「1000m」
	住所内の漢字の揺れ	「山崎」「山崎」	「山崎」
	送り仮名の差	「取り消し」「取消し」	「取り消し」
全角・半角の統一 特に数値情報は全角だと数値計算等に使えないため、半角に置き換えます	英数字の全角／半角	「20年」「Time」	「20年」「Time」
	住所内の全角／半角	「〇〇町1-2」	「〇〇町1-2」
欠損情報の処理 一部の項目が無効／未入力、又はデータの一部が欠損しているケースがある場合、統一的なルールで処理します	空欄値の一部欠損	「（スペース）」	「null又は-」
	不完全な入力の処理	「03-1234」	「未登録」
	明らかに無効な入力の処理	「0」	「未登録」

4.2 個人情報等の確認

4.1 で準備したデータに個人情報等が含まれているかを確認します。

個人情報等を第三者に提供する場合、個人情報保護法による制限を受ける可能性があります

(※1)。第三者に提供する場合には、**個人情報保護法上第三者提供可能な場合に該当することを整理する**ほか、プライバシー配慮の観点から適切な加工処理を行う必要があります。

なお、本ガイドラインでは、あらかじめ本人の同意を得られていることを確認することなく提供するケースを前提とした整理を行っています。

58ページへ

利用データや利用方法に応じ、データ加工の処理内容や準拠する整理について確認してください。本節では、地方公共団体に提供するモビリティ・データが個人情報等を含む場合の取扱いについて解説します。なお、本節に関する記載は個人情報保護委員会事務局の助言を受けて作成したものです。

個人情報等の分類と本ガイドラインにおける位置づけ

個人情報等の分類		具体例	第三者提供に係る整理
個人に関する情報	個人情報	生存する個人に関する情報であって、 - 当該情報に含まれる氏名等の記述等により特定の個人を識別することができるもの - データ提供元において、他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができるもの 例えば、 ✓ 氏名等と組み合わせられた乗降履歴データ ✓ 交通系ICカードのID等をキーとして当該カードの持主の氏名等とともに参照することができるICカードイシュア（カード発行者）等が保有する乗降履歴データ	本ガイドラインでは個人情報保護法第18条第3項第4号、第27条第1項第4号に該当するものと整理
	個人関連情報	生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報(※2)のいずれにも該当しないもの 例えば、 ✓ 氏名等と組み合わせられておらず、交通系ICカードのID等をキーとして当該カードの持主の氏名等とともに参照することもできない等により、特定の個人を識別することができないICカード加盟店（ICカードシステムを利用するバス事業者等）等が保有する乗降履歴データ	本ガイドラインでは個人情報保護法第27条第1項第4号に該当するものと整理
「個人に関する情報」以外の情報 (統計情報を含む)		「個人に関する情報」に当てはまらない情報 例えば、 ✓ 乗降履歴データを加工して得られる特定の個人との対応関係が排斥された統計情報	本ガイドラインでは個人情報保護法の規律対象外と整理

(※1) 例えば、個人データを第三者に提供する場合のほか、個人情報の当初の利用目的に第三者提供に関する事項が含まれておらず第三者提供が目的外利用となる場合や、データ提供先が提供を受けた個人関連情報をID等を介して他の個人データに付加する等個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合には、第三者提供が制限される可能性があります（個人情報保護法第18条第1項、第27条第1項、第31条第1項等）。この場合、第18条第3項各号や第27条第1項各号に該当すること等を確認する必要があります。

(※2) 仮名加工情報又は匿名加工情報を作成するためには、仮名加工情報又は匿名加工情報作成の意図を持って規則で定める基準に従い加工する必要がある、加工基準に基づかず個人情報を安全管理措置の一環等として加工した場合には、仮名加工情報又は匿名加工情報としては扱われません。

本ガイドラインでは、仮名加工情報又は匿名加工情報に加工することなく、個人情報又は個人関連情報として第三者提供を行うケースを対象としています。

提供対象とするモビリティ・データの確認

提供（受領）の対象としたモビリティ・データについて、「2.1 モビリティ・データの分類」及び「3.3データ提供依頼の準備（2）必要データ一覧」の整理を踏まえ、個人情報等や企業の営業情報等取扱いに注意が必要な情報が含まれているかを確認します。 [11ページへ](#) [33ページへ](#)

具体的には、「利用実績に関するデータ」に該当するデータに個人情報等が含まれる場合は、次ページ以降に記載する加工処理等を行います。また、「事業情報に関するデータ」に該当するデータは事業者の営業情報が含まれる場合があり、「データ提供依頼書」及び「覚書」の中で取扱い方法をデータ提供者と依頼者間で取り決める必要があります。 [31ページへ](#) [45ページへ](#)

類型

利用実績に関するデータ

運行情報に関するデータ

事業情報に関するデータ

データ例

乗降記録（一件明細）

運行日報

乗降記録に関する統計

GTFS Schedule

GTFS Realtime

時刻表

運賃表

駅・停留所

線路・路線・系統

運行区域

乗員台帳

車両台帳

地域輸送資源（スクールバスの台数等）

輸送実績報告

事業概要報告

含まれるデータイメージ

例）乗降記録（一件明細）

ID	生年月日	年月日	時間	系統	精算区分
234893	1989/01/10	2024/12/17	9:30	循環A	IC
234894	1968/07/16	2024/12/17	14:20	260B	IC

乗車時刻

乗車

降車時刻

降車

9:30	駅西口	10:00	総合病院前
14:20	市役所入口	14:55	センター前

⋮

例）GTFS Schedule

trip_id	arrival_time	departure_time	stop_id	stop_sequence
TRP_000001_土日祝001	8:15:00	8:15:00	STP_000001_001	1
TRP_000001_土日祝001	8:19:00	8:19:00	STP_000001_002	2

⋮

例）輸送実績報告書

報告年度

報告月

報告日

報告者

報告先

報告内容

報告書

⋮

確認すべき事項

個人情報等に該当するか（個人に関する情報が含まれるか）否かを確認する。
なお、少なくとも乗降記録（一件明細）及び運行日報は原則として個人情報等に該当すると考えられる。

個人情報等が含まれる場合、当該情報に含まれる項目を確認した上で、提供先における用途に照らして、必要な項目の範囲及び内容について確認する。

時刻表や駅・停留所、線路・路線・系統などの交通サービス供給状況等の情報であって、「個人に関する情報」に該当しないことを確認する。

輸送実績報告等、企業の活動実績情報であって「個人に関する情報」に該当しないことを確認する。

必要な取扱い

個人情報等を含む場合

本ガイドラインで示している個人情報等であるデータの取扱いに従う。
58ページへ

提供依頼のプロセス、安全管理体制についても、本ガイドラインに準拠する。
15ページへ19ページへ

個人情報等を含まない場合

また、事業者が公開していない情報を含む場合があるため、本ガイドラインのデータ提供依頼のプロセスに従い、データ提供者と依頼者の間で文書で取扱いを合意することが望ましい。
15ページへ19ページへ

個人情報等としての取扱いはいは不要。
また、オープンデータ化されている場合、公開情報を利用可能。

個人情報等としての取扱いはいは不要。
一方で事業者の営業情報を含む場合があるため、本ガイドラインのデータ提供依頼のプロセスに従い、データ提供者と依頼者の間で文書で取扱いを合意することが望ましい。
15ページへ19ページへ

個人情報等を含むモビリティ・データの第三者提供の整理

本ガイドラインでは、交通事業者等のデータ提供者が個人情報保護法第27条1項4号等に基づき、地方公共団体による地域交通計画の策定に協力するために地方公共団体に個人データ等を提供する場合について整理しています。

個人情報保護法上の規定（抜粋）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（利用目的による制限）

第18条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 （略）

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

①～③（略）

④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

⑤～⑥（略）

（第三者提供の制限）

第27条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

①～③（略）

④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

⑤～⑦（略）

2～6 （略）

（個人関連情報の第三者提供の制限等）

第31条 個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第27条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

①・②（略）

2・3 （略）

考え方

個人情報保護法上、国の機関等（地方公共団体又はその委託を受けた者を含む。）が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要があり、かつ、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、当該民間企業等は、あらかじめ本人の同意を取得、又は得られていることを確認することなく個人情報等を提供することができます（第18条第3項第4号、第27条第1項第4号、第31条第1項本文）。

本ガイドラインが対象とする地域公共交通に関する施策の企画立案は、地方公共団体による地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条の定める地域公共交通計画の作成及び同法第23条（鉄道事業再構築事業）、第26条の3（自動車地域旅客運送サービス再構築事業）、第26条の7（海上運送利便確保事業）、第27条の2（地域旅客運送サービス継続事業）、第27条の14（地域公共交通利便増進事業）の定める地域公共交通特定事業の実施計画の作成に係る事務を遂行するために行うものであり、また、多くの利用者を抱える公共交通事業者が過去の利用者を含め全ての本人から同意を取得する等することは事実上不可能であるのが通常と考えられます。

したがって、公共交通事業者が、地方公共団体が地域公共交通計画及び地域公共交通特定事業の実施計画を作成することに対して協力するために必要な個人情報等を提供することは、通常、個人情報保護法第18条第3項第4号、第27条第1項第4号に該当するものと考えられます。

4.4 覚書の締結

「4.3 必要な加工内容の整理」で協議した加工内容及び加工主体を合意事項として文書化します。「覚書」では、「データ提供依頼書」で整理した内容に加え、当事者間の義務、免責事項及び秘密保持義務等を取り決めます。

ステップ

関連ページ

1 データ提供に向けた調整



覚書の締結に向け、データ受領者及び提供者の義務等について、地方公共団体と調整します。

44ページへ

3.3 データ提供依頼の準備

29ページへ

4.2 個人情報等の確認

56ページへ

2 覚書の締結



協議・調整した内容を覚書及び別紙「データ提供依頼書」に反映し、合意します。

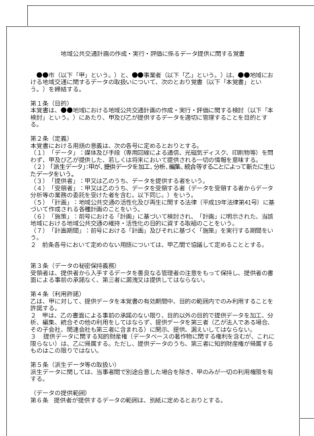
地方公共団体から提示される覚書及び別紙「データ提供依頼書」全体を確認し、交通事業者は協議した内容が書面に反映されているかを確認します。

3.3 データ提供依頼の準備

29ページへ

データ提供に関する覚書

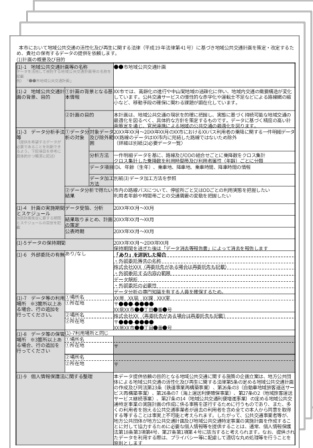
45ページへ



参照

【別紙】データ提供依頼書

31ページへ



主な確認項目

- ・ 利用許諾
- ・ データの利用に関する役割
- ・ データの公開範囲
- ・ データの管理
- ・ データの返還または消去
- ・ 損害賠償
- ・ 秘密保持義務

主な確認項目

- ・ 必要データ一覧（データ名称、データ項目、形式、提供方法、対象年度）
- ・ データの加工方法（加工方法、費用負担、個人情報保護法との関係）

交通事業者等のデータ提供側にてデータ加工が必要な場合は、覚書及びデータ提供依頼書で合意した方法で、データの加工を実施します。

ステップ

関連ページ

1 加工内容の確認



※「4.3 必要な加工内容の整理」においてデータ提供者側でデータ加工を実行する場合
「データ提供依頼書」(3) データの加工方法に記載した加工内容を確認します。

3.4 必要な加工の整理
加工の実施主体の調整

35ページへ

データ提供依頼書 (3) データの加工方法

(3)データの加工方法
データは以下の通り加工したうえでご提供ください。

データ名称	データ提供側での加工方法	データ加工等に要する費用負担について	個人情報保護法との関係
乗降実績（統計情報）	統計情報への加工（一件明細を月別で停留所単位及びOD単位にクロス集計）	データ提供者の負担において加工	特定の個人との対応関係が排斥された統計情報は個人情報等に該当しない
乗降実績（一件明細データ）	特になし	データ提供者において加工し費用をデータ受領者が負担	個人情報保護法第18条第3項第4号、第27条第1項第4号に基づき提供
乗降実績（一件明細データ）	生年月日の階層化及び時刻の丸め処理	データ受領者の負担において加工	個人情報保護法第18条第3項第4号、第27条第1項第4号に基づき提供

3.3 データ提供依頼の準備 データ提供依頼書
(3) データの加工方法

33ページへ

データ提供側での加工方法を確認

2 データの加工



「データ提供依頼書」(3) データの加工方法に記載した内容に則って、データを加工します。

4.6 データの提供

覚書及びデータ提供依頼書で合意した提供方法に従い、地方公共団体にデータ提供をします。

ステップ

関連ページ

1 データの提供



データ提供依頼書に定めた方法により、地方公共団体にデータを提供します。

「データ提供依頼書」 (2) 必要データ一覧

3.3 データ提供依頼の準備 データ提供依頼書

(2) 必要データ一覧

33ページへ

33ページへ

[illegible]

合意した方法で
データ提供

2 データ提供の確認



データ提供後、データ提供依頼書に記載されたデータが、地方公共団体側にて問題無く受領できたことを確認します。

地方公共団体がデータの利用を終了した際には、交通事業者等のデータ提供者側から提供したデータを消去するよう求めます。

ステップ

[関連ページ](#)

1 データ消去依頼



覚書にて定めたデータ利用期間の終了後、交通事業者等は地方公共団体に対し、提供したデータの消去を依頼します。

消去を依頼する際は、データ提供依頼書（2）必要データ一覧等も参照しながら、ハードディスク・メモリ等の記録媒体に保存されたデータ、紙媒体への出力物、中間生成物（統計解析用データセット等を含む）等、消去対象のデータを具体的に指定します

3.3 データ提供依頼の準備 データ提供依頼書

(2) 必要データ一覧

33ページへ

データ提供依頼 (2) 必要データ一覧

[illegible]

提供したデータの一覧
も参照しながら、地方
公共団体にデータ消去
を依頼

2 報告の確認



覚書で消去義務を定めている場合、データ提供者は地方公共団体にデータ消去等報告書を作成するように求め、地方公共団体がデータを消去したことを確認します。

3.8 データの利用終了 データ消去等報告書

50ページへ

データ消去等報告書

データ消去等報告書

年 月 日

取

【 提供依頼申込み 】

所属・職名	
〒	(印)
氏名	
生年月日	
連絡先	〒
(所住地)	
(電話)	
{e-mail}	

地域公共交通安全計画策定のため、 年 月 日付提供依頼書により提供を受けるデータの提供が終了いたしました。提供いただいたデータについて、ハードディスク、メモリ等の記録媒体、観測体系等に複製した匿名データおよび中間生成物をすべて消したことを報告いたします。

データ消去の証跡を作成・提出するよう依頼し、消去を確認

5 モビリティ・データの標準仕様

5.1 標準仕様の考え方

5.2 利用実績に関するデータ

5.3 運行情報に関するデータ

5.4 事業情報に関するデータ

5.1 標準仕様の考え方

交通分野では、地域ごとに様々な交通事業者等が、自社の運行形態や地域特性に応じて独自の工夫で仕組みを改善してきました。しかしその結果、業務手順やシステムが個別にカスタマイズされ、標準化が十分に進んでいません。

事業者ごとに最適化したサイロ化構造はデータの連携・分析コストを高め、モビリティ・データ活用の大きな課題となっています。

上記の課題を解消するため、国土交通省が進める地域交通DX推進プロジェクト「[COMmmONS \(コモンズ\)](#)」では、2025年度から交通分野におけるデータ標準化の取り組みが進められています。標準仕様が普及することで、円滑なデータ提供や活用が可能となります。

個別カスタマイズされた場合

〇〇社
バス乗降
データ

年月日	ID	01停留所	02停留所
2024/03/21	1234	001 渋谷	003 新宿
2024/03/24	9876	002 原宿	004 東京

×

×

×

×

△△社
バス乗降
データ

利用日時	識別子	乗車駅	降車駅
03-21-0901	AB12	A停留所	B停留所
03-24-1011	ZY34	C停留所	D停留所

データ提供者



データ更新の
度に対応

データ受領者

名寄せの
手作業に時間要

データ提供者



必要データ形式の
すり合わせ

提供の
度に変換

新たな事業者との
交渉負担大

データ提供・活用の負荷が増大

モビリティ・データの標準化

標準仕様に準拠した場合

〇〇社
バス乗降
データ

年月日	ID	乗車駅	降車駅
20240321	1234	A停留所	B停留所
20240324	9876	C停留所	D停留所



△△社
バス乗降
データ

年月日	ID	乗車駅	降車駅
20240403	3457	A停留所	E停留所
20240425	6532	C停留所	F停留所

データ提供者



データ受領者

データ提供者



データ変換不要

データ統合の手間なく、
シームレスに分析

データ提供・分析の負荷を低減

出典：令和7年度第3回（第26回）交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会 配布資料

5.2 利用実績に関するデータ

利用実績に関するデータは、一件明細や運行日報などの交通サービスがどのように利用されたかに関するデータです。チケットングを行うシステムごとにデータの形式が定められています。

このデータに関する標準仕様が普及することで、交通事業者ごとの利用実績に関するデータを相互に紐づけることができ、地域全体の移動実態の把握やミクロ単位での分析が可能となります。

※データがすべてのフィールド（項目）を網羅した値を持つ必要はありません。標準仕様は、利用可能なフィールド及び値の取り方の共通性を確保するためのドキュメントです。

モビリティ・データ標準化の取り組み

国土交通省が進める地域交通DX推進プロジェクト「[COMmmONS（コモンズ）](#)」では、2025年度の取り組みとして、「[モビリティ・データ標準化プロジェクト](#)」を進めており、いわゆる「一件明細データ」の出力仕様を「[乗降実績データ標準仕様書（鉄道・バス）](#)」として策定・公開しています。

ガイダンス



現状の課題や標準化の意義、仕様策定プロセスなど、標準仕様の背景や文脈を解説したドキュメント

https://www.mlit.go.jp/commmmons/document/005/commmmons_doc_005-01_ver01.pdf

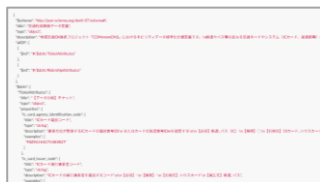
乗降実績データ標準仕様書



鉄道及びバスの乗降実績データを作成・提供・利用する際に準拠すべき「技術仕様（物理名、型、制約等）」を定義したもの

https://www.mlit.go.jp/commmmons/document/005/commmmons_doc_005-02_ver01.pdf

データモデル定義書



開発者がデータのバリデーション（検証）実装等に利用するJson形式の技術定義（JSON Schema準拠）とjson-schema-for-humansを利用しJSON Schemaを人が読み易いHTMLに変換したもの

<https://www.mlit.go.jp/commmmons/document/005/datamodel/>

サンプルデータ実装

具体的な実装イメージを持つためのCSVファイル群

<https://www.mlit.go.jp/commmmons/document/005/>

※乗降実績データ標準仕様書（鉄道・バス）一式（ZIP）からダウンロードできます

乗降実績データ標準仕様（鉄道・バス）

「乗降実績データ標準仕様書（鉄道・バス）」では「チケット情報（静的）」と「乗降実績（動的）」を結合したOD（出発地・到着地）単位の1レコードとして扱います。

通常、1枚のICカードを用いて鉄道及びバスに複数回乗車することが可能であるため、「チケット情報」と「乗降実績」は本来粒度が異なる情報です。

しかし、鉄道、バス事業各社が扱うODデータには「チケット情報」が含まれているケースが多いことと、自治体におけるデータ利用シーンにおける取り回しの良さを重視する観点から、「乗降実績データ標準仕様書（鉄道・バス）」ではこの2つの情報を1つのレコードで扱います。

乗降実績情報（1/4）

No	フィールド名	物理名	ユニークキー	必須※1		データ型※2	サンプルデータ	入力規則	推奨※3	発生※4	
				○	運賃箱					鉄道	バス
1	乗降実績ID	ridership_record_id	○	○	○	Integer	1	本ファイル内におけるレコードの一意性を担保するユニークキーとする。	○		
2	ICカード識別コード	ic_card_agency_identification_code		○	○	String	F8Z9A1K4C7V3E5R2T	事業会社が管理するICカードの識別番号IDiまたはカードの製造番号IDmを設定する	○	○	○
3	ICカード発行事業者コード	ic_card_issuer_code				String	10カード事業者A //コードの例 0000:"10カード事業者A" 0001:"10カード事業者B"	ICカードの発行事業者を識別するコード	○	○	○
4	ICカード発行事業者名	ic_card_issuer_name				String	10カード事業者A	ICカードの発行事業者名			
5	ICカード機能区分	ic_card_feature_type				Enum	SF_CREDIT_AUTOCHARGE //Enumの例 ["SF_CREDIT_AUTOCHARGE", "SF_ONLY", "SF_NO_CREDIT"]	ICカードに付帯されている機能を識別するコード			
6	券種エリアコード	ticket_type_area_code				String	0000 //コードの例 0000:"町田市" 0001:"中央区"	定期券などの対象となるエリアを識別するコード ICカードに券種が存在する場合に設定			
7	券種区分	ticket_type				Enum	ONE_DAY_PASS //Enumの例["SINGLE_TRIP_TICKET", "STUDENT_PASS", "COMMUTER_PASS", "EXCURSION_TICKET", "ONE_DAY_PASS", "SHORT_TERM_PASS"]	チケットに付帯している券種を識別するコード	○	○	○
8	券種名	ticket_type_name				String	1日乗車券	チケットに付帯している券種名			
9	券有効開始日	ticket_valid_start_date				Date	2025/12/31	定期券等ICカードを特有の券種として利用している場合の有効開始日 YYYY/MM/DDの形式 ※日本標準時（JST）を前提とする。			
10	券有効終了日	ticket_valid_end_date				Date	2025/12/31	定期券等ICカードを特有の券種として利用している場合の有効終了日 YYYY/MM/DDの形式 ※日本標準時（JST）を前提とする。			

乗降実績情報

(3/4)

No	フィールド名	物理名	ユニークキー	必須※1		データ型※2	サンプルデータ	入力規則	推奨※3	発生※4	
				○	運賃箱					鉄道	バス
27	乗車停留所連番	boarding_station_sequence				Integer	5	市内循環ルートなど、同一系統内で同じ停留所に複数回停車する場合があります、その際に何回目の停車かを識別するための連番 バスにおけるワンタッチの場合、乗車もしくは降車のいずれかの情報が記録される			○
28	乗車駅(停留所)コード	boarding_station_code	○	○		String	- GTFSの例 100_10 - コードの例 0000: "東京駅" 0001: "品川駅"	乗車した駅(停留所)を識別するコード 事業者がGTFSを利用する場合、stops.txtの「stop_id」を設定する乗車or降車駅(停留所)コードのいずれかを必須とする 同一の駅又は停留所に複数のstop_idが設定されている場合には、原則としてstop_type = 1 のstop_idと関連付ける。 バスにおけるワンタッチの場合、乗車もしくは降車のいずれかの情報を必須とする。	○	○	○
29	乗車駅(停留所)名	boarding_station_name				String	東京駅	乗車した駅(停留所)名 事業者がGTFSを利用する場合、stops.txtの「stop_name」を設定する。 バスにおけるワンタッチの場合、乗車もしくは降車のいずれかの情報が記録される。	○	○	○
30	乗車日時	boarding_at	○	○		Date-time	2025/10/10 10:00:00	乗車した日時 YYYY/MM/DD hh:mm:ssの形式 バスにおけるワンタッチの場合、乗車もしくは降車のいずれかの情報を必須とする。	○		○
31	乗車経路ID	boarding_route_id				String	jp_bus_0000	経路を識別するためのコード 事業者がGTFSを利用する場合、routes.txtの「route_id」を設定するバスにおけるワンタッチの場合、乗車もしくは降車のいずれかの情報が記録される。	○		○
32	乗継エリアコードリスト	transfer_area_code_list				Array <String>	["0000", "0102"]	乗継駅(停留所)の地域を識別するためのコードのリスト リストは乗り継いだ順に配列の0から設定する。		○	
33	乗継駅(停留所)コードリスト	transfer_station_code_list				Array <String>	["0101", "0102", "0103"]	乗継駅がある場合に、利用した駅(停留所)を識別するコードのリスト 乗継が複数ある場合を想定し、リストで管理する。 リストは乗り継いだ順に配列の0から設定する。 事業者がGTFSを利用する場合、stops.txtの「stop_id」を設定する。 同一の駅又は停留所に複数のstop_idが設定されている場合には、原則としてstop_type = 1 のstop_idと関連付ける。	○	○	
34	降車エリアコード	alighting_area_code				String	0000 //コードの例 0000: "北海道" 0001: "東北" 0002: "関東"	降車駅(停留所)の地域を識別するためのコード バスにおけるワンタッチの場合、乗車もしくは降車のいずれかの情報が記録される		○	○
35	降車停留所連番	alighting_station_sequence				Integer	5	市内循環ルートなど、同一系統内で同じ停留所に複数回停車する場合があります、その際に何回目の停車かを識別するための連番 バスにおけるワンタッチの場合、乗車もしくは降車のいずれかの情報が記録される			○

乗降実績情報 (4/4)

No	フィールド名	物理名	ユニークキー	必須※1		データ型※2	サンプルデータ	入力規則	推奨※3	発生※4	
				○	運賃箱					鉄道	バス
36	降車駅(停留所)コード	alighting_station_code		○	○	String	- GTFSの例 100_10 - コードの例 0000:"東京駅" 0001:"品川駅"	降車した駅(停留所)を識別するコード 事業者がGTFSを利用する場合、stops.txtの「stop_id」を設定する 同一の駅又は停留所に複数のstop_idが設定されている場合には、原則としてstop_type = 1のstop_idと関連付ける。 乗車or降車駅(停留所)コードのいずれかを必須とする バスにおけるワンタッチの場合、乗車もしくは降車のいずれかの情報を必須とする。	○	○	○
37	降車駅(停留所)名	alighting_station_name				String	大崎駅	降車した駅(停留所)名 事業者がGTFSを利用する場合、stops.txtの「stop_name」を設定する バスにおけるワンタッチの場合、乗車もしくは降車のいずれかの情報が記録される。	○	○	○
38	降車日時	alighting_at		○	○	Date-time	2025/10/10 10:20:00	降車した日時 一件明細が作成された日時、ICカードを機器にタッチした日時と同一となる YYYY/MM/DD hh:mm:ssの形式 バスにおけるワンタッチの場合、乗車もしくは降車のいずれかの情報を必須とする。	○		○
39	精算日時	payment_at		○	○	Date-time	2025/10/10 10:20:00	精算日時 一件明細が作成された日時(鉄道であれば出場、バスであれば乗車もしくは降車の精算時) YYYY/MM/DD hh:mm:ssの形式	○	○	○
40	大人障がい者利用者数	adult_challenged_passenger_count				Integer	1	大人身障者利用人数	○		○
41	大人利用者数	adult_passenger_count			○	Integer	1	大人利用人数	○		○
42	小児障がい者利用者数	child_challenged_passenger_count				Integer	1	小児身障者利用人数	○		○
43	小児利用者数	child_passenger_count			○	Integer	1	小児利用人数	○		○
44	利用者分類区分	passenger_classification_type				Enum	ADULT //Enumの例 ["ADULT", "CHILD", "INFANT", "SENIOR", "DISABLED"]	バスにおいて、1枚のICカードで複数人の精算を実施する場合で利用する区分。 精算時に利用したICカードで利用者(大人や子供)を管理している場合、その情報を設定する。	○		○
45	支払い区分	payment_type				Enum	IC_CARD //Enumの例 ["CASH", "IC_CARD", "ELECTRONIC_MONEY", "EMV", "QR_CODE"]	決済手段を表す区分。	○		○

※1:事業者が出力できない、提出できないデータの出力は不要とする。

※2:コード (String) および区分 (Enum) のリストは各事業者又は地域内で定義を作成し共有する想定。また、データ提出時にはコードと名称のマッピング表 (マスタ情報) を乗降実績データと合わせて提供する。

※3:過去の乗降実績の分析で利用されることが多いフィールドに推奨フラグを設定。

※4:鉄道、バスどちらの乗降実績から発生する乗降実績かを表す。

5.3 運行情報に関するデータ

運行情報に関するデータは、時刻表や駅・停留所、線路・路線・系統などの交通サービスの供給状況に関するデータです。運行情報に関するデータは各事業者の独自形式のほか、GTFS-JP（GTFS Schedule及びGTFS Realtimeの国内標準仕様）など公共交通機関の運行情報に関する標準仕様に基づいて各交通事業者からデータが公開されています。

交通事業者等のデータ提供側が標準仕様に準拠したデータを作成することで、地域全体を対象としたデータ分析をスムーズに行うことが可能となります。

運行情報に関するデータ標準化の取り組み

GTFS Schedule

GTFS（General Transit Feed Specification）シリーズにおける「GTFS Schedule」は、公共交通機関の時刻表とその地理的情報に使用される共通形式を定義したものです。また、GTFS-JPは、これを国内向けにローカライズした日本仕様であり、国土交通省により仕様が作成されています。

国土交通省が進める地域交通DX推進プロジェクト「[COMmmONS（コモンズ）](#)」では、2025年度の取組として、「[GTFS-JPアップデートプロジェクト](#)」を進めており、最新の国際標準や国内における利用実態等を踏まえたGTFS-JP仕様の改訂を行い、第4版として公開しています。GTFS-JP仕様は国土交通省ウェブサイトで公開しています。

第4.0版

公共交通運行情報標準データ仕様
(GTFS-JP)

令和8年3月
国土交通省総合政策局

route_id	service_id	trip_id	trip_headsign	direction_id	block_id	trip_short_name	shape_id	jp_trip_desc	jp_pattern_id
10	平日	1平日_06時45分_系統101001	昭島駅北口	0					101001
10	土日祝	2土日祝_19時40分_系統101001	昭島駅北口	0					101001
10	年末	4年末_19時40分_系統101001	昭島駅北口	0				12月30日のみ	101001
10	平日	1平日_07時06分_系統101002	昭島駅北口	0					101002
10	平日	1平日_07時36分_系統101002	昭島駅北口	0					101002
10	平日	1平日_08時06分_系統101002	昭島駅北口	0					101002
10	平日	1平日_08時36分_系統101002	昭島駅北口	0					101002
10	平日	1平日_09時44分_系統101002	昭島駅北口	0					101002
10	平日	1平日_11時14分_系統101002	昭島駅北口	0					101002
10	平日	1平日_12時46分_系統101002	昭島駅北口	0					101002
10	平日	1平日_13時31分_系統101002	昭島駅北口	0					101002
10	平日	1平日_14時20分_系統101002	昭島駅北口	0					101002
10	平日	1平日_15時50分_系統101002	昭島駅北口	0					101002
10	平日	1平日_17時20分_系統101002	昭島駅北口	0					101002
10	平日	1平日_18時05分_系統101002	昭島駅北口	0					101002
10	平日	1平日_18時51分_系統101002	昭島駅北口	0					101002
10	平日	1平日_20時20分_系統101002	昭島駅北口	0					101002
10	土日祝	2土日祝_09時20分_系統101002	昭島駅北口	0					101002
10	土日祝	2土日祝_10時50分_系統101002	昭島駅北口	0					101002
10	土日祝	2土日祝_12時20分_系統101002	昭島駅北口	0					101002
10	土日祝	2土日祝_13時50分_系統101002	昭島駅北口	0					101002
10	土日祝	2土日祝_15時20分_系統101002	昭島駅北口	0					101002
10	土日祝	2土日祝_16時50分_系統101002	昭島駅北口	0					101002
10	土日祝	2土日祝_18時20分_系統101002	昭島駅北口	0					101002
10	正月	3正月_09時20分_系統101002	昭島駅北口	0					101002
10	正月	3正月_10時50分_系統101002	昭島駅北口	0					101002
10	正月	3正月_12時20分_系統101002	昭島駅北口	0					101002
10	正月	3正月_13時50分_系統101002	昭島駅北口	0					101002
10	正月	3正月_15時20分_系統101002	昭島駅北口	0					101002
10	正月	3正月_16時50分_系統101002	昭島駅北口	0					101002
10	年末	4年末_09時20分_系統101002	昭島駅北口	0				12月30日のみ	101002
10	年末	4年末_10時50分_系統101002	昭島駅北口	0				12月30日のみ	101002
10	年末	4年末_12時20分_系統101002	昭島駅北口	0				12月30日のみ	101002
10	年末	4年末_13時50分_系統101002	昭島駅北口	0				12月30日のみ	101002
10	年末	4年末_15時20分_系統101002	昭島駅北口	0				12月30日のみ	101002
10	年末	4年末_16時50分_系統101002	昭島駅北口	0				12月30日のみ	101002
10	年末	4年末_18時20分_系統101002	昭島駅北口	0				12月30日のみ	101002
10	平日	1平日_08時36分_系統101003	昭島駅北口	0					101003
10	平日	1平日_12時01分_系統101003	昭島駅北口	0					101003
10	平日	1平日_16時35分_系統101003	昭島駅北口	0					101003
10	平日	1平日_07時20分_系統102001	西立川駅北口	1					102001
10	平日	1平日_07時50分_系統102001	西立川駅北口	1					102001
10	平日	1平日_08時20分_系統102001	西立川駅北口	1					102001
10	平日	1平日_09時20分_系統102001	西立川駅北口	1					102001
10	平日	1平日_09時50分_系統102001	西立川駅北口	1					102001
10	平日	1平日_10時28分_系統102001	西立川駅北口	1					102001
10	平日	1平日_12時45分_系統102001	西立川駅北口	1					102001
10	平日	1平日_13時30分_系統102001	西立川駅北口	1					102001
10	平日	1平日_14時15分_系統102001	西立川駅北口	1					102001

出典：[公共交通運行情報標準データ仕様書（GTFS-JP）v4 東京都るりんバスGTFSデータ（trips.txt）](#)

GTFS Realtimeとは公共交通のリアルタイム情報を格納するためのフォーマットです。
GTFS Scheduleとセットで運用されます。GTFS-JPにより国内標準仕様が定められています。

第2部 GTFS Realtime 日本標準仕様書

I GTFS Realtime の基本事項

1. GTFS Realtime (動的運行情報) とは

- GTFS Realtime とは公共交通のリアルタイム情報を格納・配信するためのフォーマットである。
- GTFS Realtime データは単独では機能せず、GTFS Schedule データと併せて利用する。

2. 関連文書

本仕様書は国内向けの追加事項および解説を中心とした内容のため、国際標準の詳細については以下の文書を併せて参照すること。

- GTFS Realtime リファレンス
- フィードエンティティの解説
- GTFS Realtime のベストプラクティス

データの配信・利用に関するガイドラインとして、以下の国内標準を併せて参照すること。

- 技術解説編 GTFS データ配信ガイドライン (注: 本仕様書と併せて作成予定)
- GTFS Realtime は、「Protocol Buffers」というバイナリ形式を利用して作成する。
- Protocol Buffers の仕様等については以下の文書を併せて参照すること。
- プログラミング言語による取り扱い方法
- スキーマ (Web 表示: [proto ファイル](#))

3. GTFS Realtime の構成

3.1 内容

- GTFS Realtime には、以下の複数の「フィードエンティティ」(種別毎のレコード) を含めることができる。
- 本仕様書では、実装以外の TripUpdate, VehiclePosition, Alert の3種を主なフィードエンティティとして扱う。



分類	フィードエンティティ	内容
主なフィードエンティティ	TripUpdate	便の遅延情報等
フィードエンティティ	VehiclePosition	車両の位置・遅延情報等

114



出典: [公共交通運行情報標準データ仕様書 \(GTFS-JP\) v4](#)

参考: 公共交通オープンデータ公開サイト

運行情報に関するデータは、公共交通オープンデータ協議会が運営する「公共交通オープンデータセンター」や一般社団法人日本バス情報協会協力のもと一般社団法人社会基盤情報流通推進協議会が開発・運営する「GTFSデータリポジトリ」にてオープンデータとして提供されています。

公共交通オープンデータセンター



GTFS データ リポジトリ



おわりに

本ガイドラインは、令和7年11月26日より開催された「モビリティ・データの活用推進に向けた検討会」における議論を通じ策定されました。

【モビリティ・データの活用推進に向けた検討会 委員】

神田 佑亮	呉工業高等専門学校環境都市工学分野教授
越塚 登	東京大学大学院情報学環教授
野呂 悠登	TMI総合法律事務所弁護士
秋田 道子	福岡県 市町村・地域振興部空港・交通政策局交通政策課 課長
山本 昇平	公益社団法人日本バス協会常務理事
竹中 由紀夫	伊予鉄バス株式会社専務取締役
増田 浩士	三重交通株式会社バス営業部長（乗合）
勝山 潔	一般社団法人日本民営鉄道協会常務理事
大場 徹	東日本旅客鉄道株式会社鉄道事業本部モビリティ戦略部門復興企画室長
高清水 善弘	一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会常務理事
矢野 達也	株式会社小田原機器新規事業推進部次長
福嶋 教郷	総合政策局地域交通課課長
重田 裕彦	物流・自動車局旅客課課長
三島 梨加	鉄道局鉄道サービス政策室室長
星 明彦	総合政策局モビリティサービス推進課課長

【オブザーバー】

個人情報保護委員会事務局



モビリティ・データの活用推進に向けたガイドライン

令和8年9月18日

国土交通省 総合政策局 公共交通政策部門 モビリティサービス推進課